

資料編

目次

資料編	1
資料番号 1 <風水害の記録>	1
資料番号 2 <地震災害の記録>	2
資料番号 3 <防災関係機関及び連絡先一覧>	4
資料番号 4 <食糧・物資等販売業者一覧>	13
資料番号 5 <清掃業者等一覧>	14
資料番号 6 <死体収容所及び埋・火葬所一覧>	16
資料番号 7 <中川村防災会議条例>	17
資料番号 8 <中川村災害対策本部条例>	19
資料番号 9 <中川村地震災害警戒本部条例>	20
資料番号 10 <中川村地震災害警戒本部規程>	21
資料番号 11 <中川村水防協議会条例>	22
資料番号 12 <中川村防災行政用無線局管理規程>	24
資料番号 13 <指定緊急避難場所一覧>	26
資料番号 14 <指定避難所一覧>	28
資料番号 15 <福祉避難所（候補）一覧>	28
資料番号 16 <自主防災組織>	29
資料番号 17 <避難時の地区指定集合場所一覧>	40
資料番号 18 <水防上重要なダム、水門の一覧>	44
資料番号 19 <水防倉庫備蓄資材一覧>	45
資料番号 20 <危険箇所等一覧>	46
資料番号 21 <農業用ため池一覧>	49
資料番号 22 <農業水利施設一覧>	50
資料番号 23 <水源及び配水池一覧>	51

資料番号 24	<給水資材等一覧>	51
資料番号 25	<下水道等普及状況>	51
資料番号 26	<消防団組織表>	52
資料番号 27	<臨時ヘリポート等一覧>	53
資料番号 28	<災害救助基準>	54
資料番号 29	<被害認定基準>	59
資料番号 30	<気象庁震度階級関連解説表>	61
資料番号 31	<長野県防災行政無線の体系図>	63
資料番号 32	<被害状況報告様式類>	65
資料番号 33	<緊急通行車両確認申出書及び標章>	66

＜風水害の記録＞

年月日	災害名	気象概況	被害状況	被害場所	被害額等
昭和34年 9月25日 ～26日	伊勢湾台風	中心気圧が1日に91hPa下がるなど猛烈に発達し、非常に広い暴風域を伴った。	全国の死者4,697名、行方不明者401名、負傷者38,921名、住家全壊40,838棟・半壊113,052棟・床上浸水157,858棟・床下浸水205,753棟		
昭和36年 6月24日 ～7月5日	昭和36年 梅雨前線豪雨	6月24日～27日の4日間の降雨量は406mm、27日の1日の降雨量は279mm、四徳地域は1日の降雨量400mm以上	死傷者18名、流出・全壊した住宅は97戸、半壊した住宅は53戸、浸水した住宅は164戸	全村	
昭和58年 9月27日 ～28日	台風10号	9月27・28日の2日間の降雨量は312mm	堤防・道路の決壊、土砂崩落、浸水が続出。全壊した住宅1戸、半壊した住宅1戸、床上浸水8戸、床下浸水57戸	全村	3,423,934(千円)
平成11年 6月29日 ～30日	平成11年 梅雨前線豪雨	24時間146mm			
平成18年 7月17日 ～19日	平成18年 梅雨前線豪雨	7月17～19日の3日間の降雨量は179mm、24時間最大では148mm	中川橋は、旧堤防護岸の深掘れの被害。飯沼、渡場、小和田、南田島地区では、広く水田などが冠水被害	飯沼・渡場・小和田・南田島	
平成30年 7月4日 ～8日	平成30年 7月豪雨	7月4日～8日の5日間の降水量は212mm、日最大は5日の83.5mm	南陽、柳沢地区では倒木や土砂崩落が発生。小和田地区では水田が冠水被害	南陽・柳沢・小和田	全村に避難準備情報を発令
令和元年 10月12日	令和元年 東日本台風	12日の降水量は51.5mm、平均風速10.5m/s、最大瞬間風速31.2m/s	村内一円において倒木や停電が発生	全村	飯沼、北組、小和田、柏原、渡場地区に避難勧告を発令
令和2年 6月30日 ～7月14日	令和2年 7月豪雨	6月30日～7月14日の15日間の降水量は557mm、日最大は6日の102mm	村内一円において道路の法面崩落や畦畔崩落が発生。路肩崩落により林道に甚大な被害。天竜川に近い県道や農地で冠水被害。美里地区内の手取沢川支流において土石流が発生	全村	全村に避難準備・高齢者等避難開始情報を発令。美里地区の一部世帯に避難指示を発令

＜地震災害の記録＞

番号	発生年月日 西暦/和暦	震央東経 北緯	M	被害 程度	主な被害地域	備 考
1	684.11.29 22時 天武13.10.14	134.3° 32.8°	8.3	X	土佐・その他・南海・ 東海・西海諸道	南海沖地震
2	762.6.9 ★ 天平宝字6.5.9	137.5° 36.0°	7.0	D	美濃・飛騨・信濃	被害不詳。罹災者に対し1戸 につき穀物2斛を賜った。
3	841 ★ 承和8	138.0° 36.2°	6.5	B ?	信濃	塙家が倒潰。同年2月13日以前 の地震。信濃の国府(現松本)を 震央と考える。
4	1096.12.17 8時 永長1.11.24	137.5° 34.0°	8.3	X	畿内・東海道	東海沖地震
5	1099.2.22 6時 康和1.1.24	135.5° 33.0°	8.2	X	南海道・畿内	南海沖地震
6	1361.8.3 4時 正平16.6.24	135.0° 33.0°	8.4	X	畿内・土佐・阿波	南海沖地震
7	1432 永享4			C	伊那	幅1.5間、長さ22間の地割がで きたという。史料少なく真偽 不明。
8	1498.9.20 8時 明応7.8.25		8.3	X	東海道全般	東海沖地震と考えられる。
9	1586.1.18 23時 天正13.11.29	136.8° 35.6°	7.8	X	畿内・東海・東山・北 陸諸道	飛騨白川谷の地震。帰雲城埋 没。
10	1605.2.3 20時 慶長9.12.16	138.5° 33.5° 134.9° 33.0°	7.9 7.9	X X	東海・南海・西海諸道	2つの地震が発生したものと 考えられる。東海沖・西海沖 地震
11	1662.6.16 12時 寛文2.5.1	135.9° 35.3°	7.4	X	山城・大和・河内・和 泉・摂津・丹後・若狭 ・近江・美濃・伊勢・ 駿河・三河・信濃	花折断層又は琵琶湖西岸の活 断層による地震?
12	1703.12.31 2時 元禄16.11.23	139.8° 34.7°	8.1	C	江戸・関東諸国	元禄地震 伊那で潰家あり、松代で屋敷 2件潰れ。小県でも小被害。
13	1707.10.28 14時 宝永4.10.4	135.9° 33.2°	8.6	B～ C	五畿七道	宝永地震 飯田で潰家(全土蔵)70余、 半壊168。諏訪、南安曇でも被 害あり。
14	1718.8.22 14時 ★ 享保3.7.26	137.9° 35.3°	7.0	B	三河・伊那	飯田領内で、潰家350余、半潰 580、死12。天竜川沿いに山崩 れ多発。森平山崩れ、遠山川 を堰止めた。

15 ★	1725.8.14 13時 享保10.7.7	138.1° 36.0°	6.3	B	伊那・高遠・諏訪	高遠城の石垣、塀、土居夥しく崩れる。城下の被害は不詳。諏訪では郷村36ヶ所で倒家347、半倒家521、死4、傷8、山崩220ヶ所などの被害。
16	1854.7.9 2時 嘉永7.6.15	136.1° 34.75°	7.3	C	伊賀・伊勢・大和及び隣国	伊那妻籠方面に小被害。
17	1854.12.23 9時 嘉永7.11.4 (安政1)	137.8° 34.00°	8.4	B～ C	東海・東山・南海諸道	安政東海地震 松本で潰家52、半潰76、焼失51、死5。松代藩では潰家152、半潰・大破207、死5、傷29、山崩35ヶ所。飯田、諏訪等でも潰家があった。
18	1854.12.24 17時 嘉永7.11.5 (安政1)	135.0° 33.00°	8.4	B	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽	安政南海地震
19	1891.10.28 6時38分 明治24	136.6° 35.60°	8.0	C	愛知県・岐阜県	濃尾地震 信濃で死1、傷2、家屋全潰1、同半潰5、道路破裂18、橋梁損壊1、山崩1。
20	1944.12.7 13時35分 昭和19	136° 10.7' 35° 34.2'	7.9	C	静岡県・愛知県・岐阜県・三重県	東南海地震 諏訪に被害あり。
21	1946.12.21 4時19分 昭和21	135° 51.1' 32° 55.9'	8.0	X	中部地方から九州まで	南海地震 長野県で住宅全壊2、半壊4、非住家半壊5、道路破損13ヶ所。
22	1969.9.9 14時15分 昭和44	137° 04' 35° 47'	6.6	C	岐阜県中部	長野県南西部に小被害。
23	1984.9.14 8時48分 昭和59	137° 33.6' 35° 49.3'	6.8	B	長野県西部	長野県西部地震 御岳山頂上のやや南方に生じた山崩れが約10km流下し王滝村に達した。死者11、行方不明18、傷10、建物全壊13、半壊86、流出10、全焼1、一部破損473、非住家被86、道路損壊205ヶ所、橋梁流出2、山(崖)崩53、鉄軌道被害4、罹災世帯数110、罹災者数289。

注1) 番号に★がついているものは震央が長野県内にある地震。

注2) 被害程度の基準は以下のとおり(菊地万雄編「日本の風土と災害」による。)

A: 大被害、B: 中被害、C: 小被害、D: 被害がでたことは確かであるがその程度は不明、X: 被害があったという明瞭な証拠はないが、同類の他の地震との比較などから被害があったと推定される場合

注3) 本表は宇佐美龍夫「最新版日本被害地震総覧〔416〕—2001」から長野県地域防災計画資料編にまとめられたもののうち、中川村に影響があったと推定される地震を抽出したものである。

資料番号3

＜防災関係機関及び連絡先一覧＞

1 村内主要施設・機関の名称と位置

(1) 役場

名 称	所 在 地	電話番号
中川村役場	大草4045-1	0265-88-3001

(2) 小・中学校

名 称	所 在 地	電話番号
中川東小学校	大草4023	0265-88-3011
中川西小学校	片桐4262	0265-88-3045
中川中学校	片桐4580	0265-88-3070
学校給食センター	片桐4580	0265-88-3046

(3) 保育園

名 称	所 在 地	電話番号
みなかた保育所	大草4607	0265-88-2104
片桐保育所	片桐4268	0265-88-2564

(4) 保健福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
保健センター	大草4038-3	0265-88-3002
地域包括支援センター	大草4038-3	0265-88-6177
高齢者憩いの家	大草4489	0265-88-3680
介護予防センター西館	片桐4341-1	0265-88-2501

(5) 社会教育・文化施設

名 称	所 在 地	電話番号
歴史民俗資料館	片桐4725	問い合わせ先 中川文化センター 0265-88-1005
アンフォルメル中川村美術館	大草2124	
NVサウンドホール	大草3773-5	
高齢者創作館	片桐4735	
青年婦人会館	片桐4724	
天体観測施設 銀河ドーム	大草4474-4	
中川村公民館	片桐4757	
中川文化センター	片桐4757	
中川村図書館	片桐4757	

(6) 社会体育施設

名 称	所 在 地	電話番号
社会体育館	片桐4748	問い合わせ先 中川文化センター 0265-88-1005
武道館	片桐4724	
テニスコート	片桐4724	
村民グラウンド	片桐4686	
サンアリーナ	片桐4711	
弓道場	片桐4724	

(7) 産業・観光施設

名 称	所 在 地	電話番号
地場センター チャオ	片桐3969	
農産物加工施設 つくっチャオ	片桐3919-2	0265-88-3983
望岳荘	大草4489	0265-88-2033

(8) 公園施設

名 称	所 在 地	電話番号
大草城址公園	大草5024	役場建設環境課 0265-88-3001
天の中川河川公園	片桐3970	
坂戸公園	片桐7108-6	
田島公園	片桐1821	
南田島公園	片桐312	
滝戸川公園	片桐3952-2	
陣馬形の森公園	大草1649-1	
かつらの丘公園	葛島2137-1	
桑原公園 (桑原キャンプ場)	大草7124-4	0265-88-3886

(9) 医療・福祉機関

名 称	所 在 地	電話番号
南向診療所	大草4037-1	0265-88-2019
片桐診療所	片桐3956-3	0265-88-2512
下平歯科医院	片桐4112-1	0265-88-3576
(福)中川村社会福祉協議会	大草4038-1	0265-88-3552
在宅介護支援センター	大草4038-1	0265-88-3552
高齢者デイサービスセンターいわゆり荘	大草4038-1	0265-88-3552
(福)上伊那福祉協会 特別養護老人ホーム越百園	飯島町七久保1338-1	0265-89-1222

(10) 薬局・薬店

名 称	所 在 地	電話番号
(有)加藤薬局	片桐4000	0265-88-6050
なかがわ薬局	大草4045-7	0265-88-4171

(11) 中川村建設業協会 会員

名 称	所 在 地	電話番号
田島建設(株)	片桐5158	0265-88-3057
宮下建設工業(株)	片桐4030	0265-88-3034
(有)与根山建設	大草3461-ロ	0265-88-2257
(資)辰巳屋	大草4630	0265-88-2014
山崎建設(有)	片桐368	0265-88-2040
金子建設(有)	大草5220	0265-88-2036
(株)クリエイティブ	片桐5158	0265-88-3267

(12) 給水装置、排水設備工事指定事業者

名 称	所 在 地	電話番号
新井設備	片桐6038	0265-88-2420
田島建設(株)	片桐5158	0265-88-3057
宮下建設工業(株)	片桐4030	0265-88-3034
(有)むかいや設備	葛島1443	0265-88-3600
山崎建設(有)	片桐368	0265-88-2040
(有)与根山建設	大草3461	0265-88-2257
石田建設(株)中川支店	大草4767	0265-88-3524
(資)辰巳屋	大草4630-3	0265-88-2014
村田工務店	片桐4077-1	0265-88-2398

(13) AED設置施設

名 称	所 在 地	電話番号
中川村役場	大草4045-1	0265-88-3001
中川文化センター	片桐4757	0265-88-1005
中川東小学校	大草4023	0265-88-3011
中川西小学校	片桐4262	0265-88-3045
中川中学校	片桐4580	0265-88-3070
みなかた保育所	大草4607	0265-88-2104
片桐保育所	片桐4268	0265-88-2564
片桐区民会館(介護予防センター西館)	片桐4341-1	0265-88-2501
つどいの広場バンビーニ	片桐3969	0265-88-3201
南向診療所	大草4037-1	0265-88-2019
片桐診療所	片桐3956-3	0265-88-2512
下平歯科医院	片桐4112-1	0265-88-3576
天竜石油(株)	片桐7115	0265-88-2116
望岳荘	大草4489	0265-88-2033
消防団第1部美里詰所	大草2065-14	
消防団第3部渡場詰所	葛島1030-8	
常泉寺	大草5151	0265-88-2024
NPO法人かつら 宅幼老所かつら	葛島685	0265-88-3337

上伊那農業協同組合中川支所	大草4074	0265-88-3006
沖町会館	大草4802	
中田島会館	片桐1602	
南原会館	片桐4620-25	
セブンイレブン信州中川村店	片桐1752-1	0265-88-3202
ファミリーマートJA中川店	片桐3996-1	0265-88-6033

2 消防関係

名 称	所 在 地	電話番号
総務省消防庁応急対策室	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-7527
上伊那広域消防本部	伊那市荒井4606-1	0265-72-0119
上伊那広域消防本部 伊南南消防署	飯島町本郷263-1	0265-89-1119
消防団第1分団兼第1部中組詰所	大草4083-3	役場総務課 (消防団本部) 0265-88-3001
消防団第1部美里詰所	大草2065-14	
消防団第2部沖町詰所	大草4645-13	
消防団第3部渡場詰所	葛島1030-8	
消防団第3部南陽詰所	大草6345-2	
消防団第2分団中央詰所	片桐3729-11	
消防団第4部横前詰所	片桐6185-3	
消防団第5部小和田詰所	片桐5277-2	
消防団第6部中通詰所	片桐3498-2	
消防団第7部田島詰所	片桐1577	

3 伊南行政組合

名 称	所 在 地	電話番号
伊南行政組合事務局	駒ヶ根市赤穂3230	0265-82-8003
昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂3230	0265-82-2121
伊南聖苑(火葬場)	駒ヶ根市赤穂14679-1	0265-82-5985
伊南衛生センター	駒ヶ根市赤穂14616-52	0265-82-3973
不燃物保管倉庫	駒ヶ根市赤穂16397-36	0265-82-8003

4 上伊那広域連合、構成市町村等

名 称	所 在 地	電話番号
上伊那広域連合	伊那市荒井3500-1	0265-78-2500
上伊那情報センター	伊那市中央1111	0265-78-7722
上伊那クリーンセンター	伊那市富県3790	0265-98-8337
クリーンセンター八乙女	箕輪町中箕輪3819	0265-79-8773
上伊那広域消防本部	伊那市荒井4606-1	0265-72-0119
伊那市役所	伊那市下新田3050	0265-78-4111
駒ヶ根市役所	駒ヶ根市赤須町20-1	0265-83-2111
辰野町役場	辰野町中央1	0266-41-1111
箕輪町役場	箕輪町中箕輪10298	0265-79-3111

飯島町役場	飯島町飯島2537	0265-86-3111
南箕輪村役場	南箕輪村4825-1	0265-72-2104
宮田村役場	宮田村98	0265-85-3181
松川町役場	松川町元大島3823	0265-36-3111
大鹿村役場	大鹿村大河原354	0265-39-2001

5 伊那中央行政組合

名 称	所 在 地	電話番号
伊那中央行政組合事務局	伊那市小四郎久保1313-1	0265-72-3121
伊那中央病院	伊那市小四郎久保1313-1	0265-72-3121

6 長野県

名 称	所 在 地	電話番号
長野県庁	長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111
長野県危機管理部	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7184
上伊那地域振興局	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6803
伊那建設事務所	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6847
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6835
南信教育事務所	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6858
上伊那農業農村支援センター	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6812
南信発電管理事務所	伊那市狐島3802-2	0265-72-6121
(公財)長野県健康づくり事業団 伊那健康センター	伊那市荒井4347-1	0265-78-9700
伊那家畜保健衛生所	伊那市西町5764	0265-72-2782
飯田建設事務所	飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内	0265-23-1111

7 長野県警察

名 称	所 在 地	電話番号
駒ヶ根警察署	駒ヶ根市上穂南8-1	0265-83-0110
駒ヶ根警察署大草警察官駐在所	大草4509-1	0265-88-2031
駒ヶ根警察署片桐警察官駐在所	片桐3862-1	0265-88-2517
長野県警察交通管制センター	(音声ガイドダンス)	026-263-2110
日本道路交通情報センター	(電話応答サービス)	050-3369-6666

8 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
関東管区警察局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-6000
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町1108 長野第2合庁	026-234-5123
関東農政局長野県拠点	長野市旭町1108 長野第1合庁	026-233-2500
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0213
中部経済産業局	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2683
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0433
北陸信越運輸局長野運輸支局	長野市西和田1-35-4	026-243-4384

関東管区気象台長野地方気象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-2738
中部地整天竜川上流河川事務所	駒ヶ根市上穂南7-10	0265-81-6411
天竜川上流河川事務所駒ヶ根出張所	駒ヶ根市赤穂4538-5	0265-82-5682
中部地整天竜川ダム統合管理事務所	大草6884-19	0265-88-3729
中部地整天飯田国道事務所	飯田市東栄町3350	0265-53-7200
信越総合通信局	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026-234-9963
信越総合通信局無線通信部陸上課	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026-234-9984
長野労働局	長野市中御所1-22-1	026-223-0550
中部森林管理局南信森林管理署	伊那市山寺1499-1	050-3160-6060
関東信越厚生局長野事務所	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎	026-474-4346
中部地方環境事務所	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-955-2130
関東地方測量部	東京都千代田区九段南1-1-15	03-5213-2051

9 陸上自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第13普通科連隊第1中隊	松本市高宮西1-1	0263-26-2766

10 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
駒ヶ根郵便局	駒ヶ根市中央13-13	0265-83-3528
中川郵便局	大草4053-3	0265-88-2630
田島郵便局	片桐3853	0265-88-2631
東海旅客鉄道(株) 東海鉄道事業本部飯田支店	飯田市上飯田5356	0265-22-7082
東海旅客鉄道(株)飯田工務区 (通常時)	飯田市上飯田5356	0265-22-1144
東海旅客鉄道(株) 東海鉄道事業本部施設指令 (緊急時)	名古屋市中村区名駅1-3-4	052-564-2490
東海旅客鉄道(株)飯田線駒ヶ根駅	駒ヶ根市東町1-1	0265-82-3049
東海旅客鉄道(株)飯田線伊那市駅	伊那市荒井3465	0265-72-2042
東日本電信電話(株)長野支店	長野市大字南長野新田町1137-5	026-225-4361
(株)NTTドコモ長野支店	長野市大字鶴賀上千歳町1112-1	026-291-7185
日本銀行松本支店	松本市丸の内3-1	0263-34-3500
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
日本放送協会長野放送局	長野市稲葉210-2	026-291-5200
日本通運(株)長野支店	長野市中御所3-2-15	026-229-0205
中部電力パワーグリッド(株)伊那営業所	伊那市中央4589-1	0265-72-1002
中部電力(株)再生エネルギーカンパニー 飯田水力センター (南向発電所)	飯田市上郷飯沼2148-1	0265-23-5610
中日本高速道路(株)名古屋支社	名古屋市中区錦2-18-19	052-222-1181
中日本高速道路(株) 飯田保全・サービスセンター	飯田市北方856-1	0265-25-7288

11 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
(公社)長野県トラック協会	長野市南長池710-3	026-254-5151
信越放送(株)	長野市間御所町1200	026-237-0500
(株)長野放送	長野市岡田町131-7	026-227-3000
(株)テレビ信州	長野市若里1-1-1	026-227-7511
長野朝日放送(株)	長野市栗田989-1	026-223-1000
長野エフエム放送(株)	松本市本庄1-13-5	0263-33-4400
(一社)長野県LPガス協会	長野市中御所1-16-13天馬ビル4階	026-229-8734
(一社)長野県建設業協会	長野市南石堂町1230	026-228-7200
(福)長野県社会福祉協議会	長野市若里7-1-7	026-228-4244
(一社)長野県医師会	長野市大字三輪1316-9	026-219-3600
(一社)長野県歯科医師会	長野市稲葉2141	026-222-8020
(公社)長野県看護協会	松本市旭2-11-34	0263-35-0421
(一社)長野県薬剤師会	松本市旭2-10-15	0263-34-5511
伊那バス(株)	伊那市西町5208	0265-72-5111

12 公共的団体及び防災上重要な施設

名 称	所 在 地	電話番号
上伊那農業協同組合	伊那市狐島4291	0265-72-6110
上伊那農業協同組合中川支所	大草4074	0265-88-3006
上伊那森林組合	伊那市東春近1604-1	0265-72-3232
上伊那森林組合 伊南支所	駒ヶ根市赤穂9743	0265-82-3410
中川村商工会	大草4033-1	0265-88-2073
(一社)上伊那医師会	伊那市狐島4176	0265-72-2856
(一社)上伊那歯科医師会	伊那市西町4922-2	0265-72-3834
(一社)上伊那薬剤師会	伊那市日影9	0265-72-5858
伊那中央病院 (災害拠点病院)	伊那市小四郎久保1313-1	0265-72-3121
飯田市立病院 (災害拠点病院)	飯田市八幡町438	0265-21-1255
昭和伊南総合病院 (医療圏救急告示)	駒ヶ根市赤穂3230	0265-83-2121
辰野町立辰野病院 (医療圏救急告示)	辰野町大字辰野1445-5	0266-41-0238
下伊那赤十字病院 (医療圏救急告示)	松川町元大島3159-1	0265-36-2255
下伊那厚生病院 (医療圏救急告示)	高森町吉田481-13	0265-35-7511
アルプス中央信用金庫中川支店	中川村片桐4080-1	0265-88-3333
八十二銀行飯島支店	飯島町飯島1427-12	0265-88-3182
(株)エコーシティー・駒ヶ岳	駒ヶ根市赤穂15309	0265-82-4000
(福)中川村社会福祉協議会 中川村社協ヘルパーステーション 中川村社協指定居宅介護支援事業 高齢者デイサービスセンターいわゆり荘	大草4038-1	0265-88-3552
(特非)ふるさとづくりやらまいか	大草3950	0265-88-2758

13 報道機関

名 称	電話番号	F A X番号
日本放送協会長野放送局	026-291-5216	026-225-8040
信越放送(株) 報道部	026-259-2111	026-259-2124
(株)長野放送 報道部	026-227-3000	026-228-5836
(株)テレビ信州 報道部	026-227-5511	026-223-0377
長野朝日放送 報道部	026-223-3321	026-223-1033
長野エフエム放送(株) 放送部	0263-33-4410	0263-33-9999
長野県大規模災害ラジオ放送協議会 (S B Cラジオ)	026-237-0551	026-237-0596
(株)エコーシティー・駒ヶ岳	0265-82-4000	0265-82-4736
信濃毎日新聞社 伊那支社	0265-72-2101	0265-73-7911
信濃毎日新聞社 駒ヶ根支局	0265-83-3756	0265-83-3752
(株)中日新聞社 駒ヶ根通信部	0265-83-2804	0265-83-1409
長野日報社 駒ヶ根支局	0265-82-5378	0265-82-5886
(株)南信州新聞社	0265-22-3734	0265-24-0537

14 その他連絡手段

(1) 総務省消防庁

回線別		区分	平日 (9:30~17:45) 応急対策室	左記以外 宿直室
電話回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話		7527	7782
	FAX		7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電話		881-048-500-7527	881-048-500-7782
	FAX		881-048-500-7537	881-048-500-7789

(2) 長野県危機管理部

回線別		区分	危機管理防災課
電話回線	電話		026-235-7184
	FAX		026-233-4332
長野県防災行政 無線 (地上系)	電話		8-231- (5208) カッコ内5200~5213も可
	FAX		8-231-8739
地域衛星通信 ネットワーク	電話		881-231- (5208) カッコ内5200~5213も可
	FAX		881-231-8739

(3) 上伊那地域振興局

回線別	区分	平日 (8:30~17:15) 総務管理課	左記以外 受付 (守衛対応)
電話回線	電話	0265-76-6803	0265-78-2111
	FAX	0265-76-6804	0265-76-6804
長野県防災行政 無線 (地上系)	電話	8-236- (2321,2322,8731)	8-236-2701
	FAX	8-236-2326	8-236-2326
地域衛星通信 ネットワーク	電話	881-236- (2321,2322,8731)	881-236-2701
	FAX	881-236-2326	881-236-2326

資料番号4

＜食糧・物資等販売業者一覧＞

食糧品販売店

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
チャオ生鮮食品館	片桐3969	0265-88-1122	0265-88-1123
みなかた食品館	大草4067	0265-88-2003	
玉屋商店	大草4797	0265-88-2032	0265-88-3732
セブンイレブン信州中川村店	片桐1752-1	0265-88-3202	
ファミリーマート J A中川店	片桐3996-1	0265-88-6033	

物資の調達品

品 名	調達可能量	調達先	所在地	電話番号
毛 布	150枚	(有)江戸屋他	片桐4000	(有)江戸屋 0265-88-2530
布 団	200枚			
作業服	200着			
子供服	500着			
肌 着	1,000着			
地下足袋	200足	J A上伊那 なかがわ資材店	片桐3996-1	なかがわ資材店 0265-88-2586
運動靴	200足			
カ ッ パ	100着			
日用品	100個			
光熱材料				

燃料等

品 名	調達可能量	調達先	所在地	電話番号
L Pガス	50本	北原産業中川出張所	片桐2683	0265-88-2540
灯 油	500リットル	J A南向スタンド	大草4074	0265-88-2995
ガソリン	100リットル	J A片桐スタンド	片桐3932-1	0265-88-2525
軽 油	100リットル	天竜石油(株)	片桐7115	0265-88-2116

＜清掃業者等一覧＞

1 中川村一般廃棄物収集運搬業許可業者

事業所名	住 所	電話番号	廃棄物の種類
(有)宮田衛生社	宮田村7079-4	0265-85-2067	し尿・浄化槽汚泥・雑排水
(有)七久保衛生社	飯島町七久保2622-2	0265-86-2648	し尿・浄化槽汚泥・生活雑排水
(有)マツムラ	飯島町飯島243-10	0265-86-3059	可燃ごみ・不燃物・資源物・廃プラ・家電4品目
直富商事(株)	長野市大豆島3397-6	026-222-1880	可燃ごみ・生ゴミ・動物性残渣
(株)イナック	宮田村5339	0265-85-4111	可燃ごみ・不燃物・粗大ごみ・資源物・家電5品目・廃油
(株)信州ウェイスト	伊那市西春近5806	0265-73-9533	可燃ごみ・金属類・木くず・廃プラ類・その他
(有)松岡産業	駒ヶ根市赤穂14616-25	0265-83-2551	可燃ごみ・不燃物・粗大ごみ
清村商店	宮田村7611-4	0265-85-2123	可燃ごみ・廃プラ類(ペットボトル含む)・資源ごみ
金子建設(有)	中川村大草5220	0265-88-2036	不燃物・缶・びん・有害ごみ(蛍光管・乾電池)
(株)キタニ	伊那市福島320-1	0265-72-3340	可燃ごみ・粗大ごみ・家電製品
(株)B I S O	伊那市東春近549-3	0265-76-6100	可燃ごみ・不燃物・ビン・缶・ダンボール
(株)セイビ社	駒ヶ根市赤穂14-865	0265-83-4808	可燃ごみ・資源物
(有)加藤産業	高森町下市田2422-52	0265-35-5304	可燃ごみ・不燃物・粗大ごみ・資源物・家電4品目
(株)アイ・コーポレーション	岡谷市川岸東1-4-23	0266-24-0110	可燃ごみ・不燃物・粗大ごみ・資源物・家電4品目
(有)トラスト	中川村大草3950-1	0265-88-3255	脱水汚泥
(有)ファットエヴァー	伊那市富県3429-5	0265-76-5137	可燃ごみ・粗大ごみ(農機具、家電4品目を除く)
宮下建設工業(株)	中川村片桐4030	0265-88-3034	木くず(流木)
(有)食の安全支援隊	中川村片桐368	0265-88-3339	生ごみ
(株)那須屋興産	伊那市西町6612-2	0265-78-8208	可燃ごみ・不燃物・粗大ごみ・資源物・家電5品目
(株)J A C K	飯島町田切480-1	0265-86-5364	一般家庭及び事業所から排出する産業廃棄物以外
(株)シーテック	名古屋市瑞穂区洲雲町4-45	052-852-6911	流木・落ち葉
ジャーナル商事(株)伊那支店	伊那市中央5477	0265-78-5707	可燃ごみ
シブキヤ建設(株)	松川町元大島2715-47	0265-36-2222	可燃ごみ・剪定枝
(有)セーブ	飯田市大瀬木2720-1	0265-25-0530	不燃物・粗大ごみ
關 成男	宮田村1037-1	0265-85-3078	可燃ごみ・生ごみ・不燃物
(有)与根山建設	中川村大草3461-ロ	0265-88-2257	木くず(竹チップ)
(有)恵比寿産業	駒ヶ根市赤穂14-672	0265-82-5085	可燃ごみ・不燃物・粗大ごみ(農機具、家電5品目除く)

(有)竹原建材	飯田市上郷飯沼3282-1	0265-22-1943	可燃ごみ・不燃物・粗大ごみ・資源物・家電4品目
南重建設(株)	伊那市美篤7904-1	0265-78-4027	可燃ごみ・不燃物・資源物・廃プラ・家電4品目
(株)日本環境プラン	飯島町飯島120-45	0265-86-5900	
(有)アクト	駒ヶ根市赤穂大徳原16558-5	0265-83-2323	

2 中川村一般廃棄物処分業許可業者

事業所名	住 所	電話番号	廃棄物の種類
(有)食の安全支援隊	中川村片桐368	0265-88-3339	生ごみ
宮下建設工業(株)	中川村片桐4030	0265-88-3034	木くず(流木)
(株)シーテック	名古屋市瑞穂区洲雲町4-45	052-852-6911	流木・落ち葉
(有)与根山建設	中川村大草3461-ロ	0265-88-2257	木くず(竹チップ)

3 中川村浄化槽清掃業許可業者

事業所名	住 所	電話番号
(有)宮田衛生社	宮田村7079-4	0265-85-2067
(有)七久保衛生社	飯島町七久保2622-2	0265-86-2648

(注) 掲載事業者は令和3年1月現在の許可事業である。

＜死体収容所及び埋・火葬所一覧＞

収容所・埋葬所	所在地	電話番号
常泉寺	大草5151	0265-88-2024
浄蓮寺	葛島161	0265-88-2086
延寿院	葛島695	0265-88-2139
祐源時	片桐6187	
中川村営大草墓地	大草4006-1	0265-88-3001
中川村営片桐墓地	片桐2598	0265-88-3001

火葬場名	所在地	電話番号
伊南行政組合伊南聖苑火葬場	駒ヶ根市赤穂14679-1	0265-82-5985
伊那市営火葬場	伊那市山寺3014-2	0265-72-4749
下伊那北部火葬場五稜の森	高森町吉田2770-1	0265-48-5190
飯田市斎苑（火葬場）	飯田市今宮町4-5481-1	0265-23-5863

＜中川村防災会議条例＞

〔昭和38年10月1日〕
条例第13号

改正 昭和57年4月20日 条例第14号
平成8年3月21日 条例第2号
平成12年3月7日 条例第8号
平成13年12月12日 条例第25号
平成18年9月27日 条例第26号
平成23年12月19日 条例第22号
平成24年9月13日 条例第17号
平成27年9月15日 条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、中川村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は識見を有する者のうちから村長が任命する者
 - (9) 上伊那広域消防本部伊南南消防署長
 - (10) その他村長が必要と認め任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、村の職員及び識見を有する者の中から、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月20日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年3月21日条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月7日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月12日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月19日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月13日条例第17号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月15日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

中川村防災会議委員名簿

		所属	職
	会長		中川村長
1	1号委員(指定地方行政機関)	天竜川上流河川事務所	天竜川上流河川事務所長
2	1号委員(指定地方行政機関)	天竜川ダム統合管理事務所	天竜川ダム統合管理事務所長
3	2号委員(県職員)	上伊那地域振興局	上伊那地域振興局長
4	2号委員(県職員)	伊那建設事務所	伊那建設事務所長
5	2号委員(県職員)	伊那保健福祉事務所	伊那保健福祉事務所長
6	3号委員(警察官)	駒ヶ根警察署	駒ヶ根警察署長
7	4号委員(村職員)		中川村副村長
8	5号委員(教育長)		中川村教育長
9	6号委員(消防団長)	中川村消防団	中川村消防団長
10	7号委員(指定公共機関)	東日本電信電話株	長野災害対策室長
11	7号委員(指定公共機関)	中部電力パワーグリッド株	伊那営業所長
12	8号委員(自主防災組織)	中川村総代会	中川村総代会長
13	9号委員(上伊那広域消防本部)	上伊那広域消防本部	伊南南消防署長
14	10号委員(その他)	中川村議会	中川村議会議長
15	10号委員(その他)	(一社)上伊那医師会	上伊那医師会長
16	10号委員(その他)	中川村商工会	中川村商工会長
17	10号委員(その他)	上伊那農業協同組合	中川支所長
18	10号委員(その他)	株エコーシティー・駒ヶ岳	常務取締役
19	10号委員(その他)	中川村建設業協会	会長

＜中川村災害対策本部条例＞

〔昭和38年10月1日〕
〔 条 例 第 14号 〕

改正 平成8年3月21日 条例第2号
平成8年6月11日 条例第24号
平成18年9月27日 条例第26号
平成24年9月13日 条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、中川村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月21日条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年6月11日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月13日条例第17号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

＜中川村地震災害警戒本部条例＞

〔昭和54年9月22日〕
条例第21号

改正 平成8年3月21日 条例第2号
平成13年12月12日 条例第26号
平成18年9月27日 条例第26号
平成27年9月15日 条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定により、中川村地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから村長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 長野県警察の警察官のうちから村長の任命する者
 - (2) 教育長
 - (3) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 村の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから村長が任命する者
 - (5) 上伊那広域消防本部伊南南消防署長
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、村の職員のうちから、村長が任命する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(補則)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月21日条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月12日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月15日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

＜中川村地震災害警戒本部規程＞

〔昭和54年11月13日〕
訓令第1号

改正 平成8年7月1日 訓令第6号
平成13年12月12日 訓令第12号
平成19年3月31日 訓令第2号
平成23年12月19日 訓令第7号
平成27年6月30日 訓令第6号
令和2年9月23日 訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、中川村地震災害警戒本部条例(昭和54年条例第21号)第3条の規定により、地震災害警戒本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 本部は、役場内に置く。

(組織)

第3条 副本部長、本部員及び本部職員は、次の者をもって充てる。

- (1) 副本部長 副村長
- (2) 本部員 会計管理者、教育長、総務課長、地域政策課長、住民税務課長、保健福祉課長、産業振興課長、建設環境課長、建設環境課環境水道室長、議会事務局長、教育次長、社会福祉協議会事務局長、上伊那広域消防本部伊南南消防署長、駒ヶ根警察署大草及び片桐駐在所警察官、中川郵便局長、消防団長、東日本電信電話株式会社長野支店長、東海旅客鉄道株式会社飯田支店長、中部電力株式会社伊那営業所長
- (3) 本部職員 本部員を除く村職員

(部の設置)

第4条 本部に総務部、住民税務部、保健福祉部、振興部、建設水道部、議会部及び教育部を置く。

(所掌事務)

第5条 本部は、地震防災応急対策に係る事務をつかさどる。

附 則

この規程は、昭和54年11月15日から施行する。

附 則 (平成8年7月1日訓令第6号)

この規程は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年12月12日訓令第12号)

この規程は、平成13年12月12日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月19日訓令第7号)

この規程は、平成23年12月19日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日訓令第6号)

この訓令は、平成27年9月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年9月23日訓令第4号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

＜中川村水防協議会条例＞

〔昭和55年9月19日〕
条例第21号

改正 平成3年3月12日 条例第7号
平成8年3月21日 条例第2号
平成12年3月7日 条例第8号
平成13年12月12日 条例第27号
平成15年3月20日 条例第19号
平成18年9月27日 条例第26号
平成19年3月19日 条例第4号
平成22年9月24日 条例第17号
平成27年9月15日 条例第15号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第33条第1項の規定により、中川村水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 村議会の議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 村消防団を代表する者
- (4) 副村長
- (5) 関係課長の職にある者
- (6) 上伊那広域消防本部伊南南消防署長
- (7) その他村長が必要と認める者

(任期)

第3条 関係機関及び関係団体の代表者等、その職により委員となった者の任期は、その在職期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(補則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年3月12日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月21日条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月7日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月12日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前において、すでに任命されている委員については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月24日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月15日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

＜中川村防災行政用無線局管理規程＞

〔昭和63年3月23日〕
訓令第1号

改正 平成8年7月1日 訓令第6号
平成12年12月22日 訓令第8号
平成21年12月28日 訓令第4号
平成23年12月19日 訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、中川村地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 無線系 前2号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (4) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、信越総合通信局長の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別に定める。

(無線系の総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理運用の業務を総括し管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、村長の職にある者を充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受けその無線系の管理運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長の職にある者を充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名しこれに充てる。

(管理者)

第7条 親局の通信操作を行う部署に、管理者を置く。

- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局では施設等の管理及び監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は、当該部署の課長をもって充てる。

(無線従事者の配置養成等)

第8条 総括責任者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成する。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌の記載を行う。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに法及び関係法令を遵守し法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用にたずさわる一般職員とする。

(備付け書類等の管理)

第11条 管理責任者は、法及び関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲をうけるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録を毎年12月までに作成し、管理責任者に提出するものとする。

5 管理責任者は、無線従事者選解任届及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 月点検

(3) 年点検(精密点検)

2 点検項目については、無線設備点検表のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検は通信取扱責任者又は管理者

(2) 毎月点検は管理責任者

(3) 年点検は総括管理者

4 予備装置及び予備電池については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果異常を発見したときは、直ちに責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的に通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練にあわせた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練及び住民への官報通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して法及び関係法令、無線設備の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成8年7月1日訓令第6号)

この規程は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成12年12月22日訓令第8号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成21年12月28日訓令第4号)

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成23年12月19日訓令第7号)

この規程は、平成23年12月19日から施行する。

＜指定緊急避難場所一覧＞

No.	施設名	所在地	現象の種類	収容人数	面積	電話番号	備考
1	中川東小学校体育館	大草4023	洪水・地震・崖崩れ等・火事	1,060人	3,516㎡	88-3011	兼指定避難所
2	中川中学校体育館	片桐4580	洪水・地震・崖崩れ等・火事	1,050人	3,483㎡	88-3070	兼指定避難所
3	中川村社会体育館	片桐4748	洪水・地震・崖崩れ等・火事	540人	1,796㎡	88-1005	兼指定避難所
4	中川文化センター	片桐4757	洪水・地震・崖崩れ等・火事	900人	2,994㎡	88-1005	兼指定避難所
5	中川村基幹集落センター	大草4045-1	洪水・地震・火事	40人	432㎡の内204㎡	88-3001	兼指定避難所
6	飯沼地区高齢者等支え合い拠点施設（飯沼集落センター）	大草1137-8	洪水・地震・火事	60人	156㎡	88-3191	
7	美里多目的集会施設（美里会館）	大草2144-1	洪水・地震・火事	90人	238㎡	88-2401	
8	北組会館	大草3319-1	洪水・地震・崖崩れ等・火事	70人	189㎡	-	
9	下平集会所	大草3966-5	洪水・地震・崖崩れ等・火事	60人	154㎡	88-2170	
10	八幡平会館	大草4900-5	洪水・地震・崖崩れ等・火事	50人	134㎡	-	
11	中組会館	大草4538-2	洪水・地震・火事	120人	313㎡	-	
12	沖町会館	大草4802	洪水・地震・崖崩れ等・火事	70人	193㎡	-	
13	三共会館	大草5281-3	洪水・地震・崖崩れ等・火事	60人	171㎡	-	
14	南陽地区高齢者等支え合い拠点施設（南陽会館）	大草6052-24	洪水・地震・崖崩れ等・火事	50人	149㎡	-	
15	桑原地区高齢者等支え合い拠点施設（桑原会館）	大草6896-1	洪水・地震・火事	40人	113㎡	-	
16	中川村地域交流センター（葛北公会堂）	葛島319-1	洪水・地震・火事	90人	242㎡	88-3391	
17	柏原地区集会施設（柏原集会所）	葛島838-1	洪水・地震・崖崩れ等・火事	70人	181㎡		
18	渡場会館	葛島945	洪水・地震・火事	70人	195㎡	88-3536	
19	柳沢会館	葛島2518-2	洪水・地震・崖崩れ等・火事	60人	166㎡	88-4450	
20	横前集落センター	片桐6185-3	洪水・地震・崖崩れ等・火事	90人	248㎡	-	

21	針ヶ平地区高齢者等支え合い拠点施設（針ヶ平集会所）	片桐6509-11	洪水・地震・崖崩れ等・火事	60人	161m ²	88-3177	
22	小平地区高齢者等支え合い拠点施設（小平集会所）	片桐7203-1	洪水・地震・崖崩れ等・火事	50人	141m ²	-	
23	竹ノ上集落センター	片桐5808-イ-3	洪水・地震・崖崩れ等・火事	40人	103m ²	88-3899	
24	小和田集会所	片桐5037	洪水・地震・火事	60人	171m ²	-	
25	中央会館	片桐3781-1	洪水・地震・崖崩れ等・火事	100人	275m ²	88-3970	
26	中通集会所	片桐3431-7	地震・崖崩れ等・火事	60人	160m ²	-	
27	上前沢集会所	片桐3181-8	洪水・地震・火事	40人	107m ²	-	
28	田島会館	片桐2829-1	洪水・地震・崖崩れ等・火事	100人	250m ²	-	
29	中田島地区高齢者等支え合い拠点施設（中田島会館）	片桐1602	洪水・地震・火事	70人	184m ²		
30	南田島会館	片桐649	洪水・地震・崖崩れ等・火事	80人	217m ²	88-3541	
31	牧ヶ原コミュニティセンター	片桐4738-2	洪水・地震・崖崩れ等・火事	60人	199m ²		
32	南原会館	片桐4620-25	洪水・地震・崖崩れ等・火事	100人	272m ²		

資料番号14

＜指定避難所一覧＞

No.	施設名	所在地	構造	収容人員	面積	電話番号	備考
1	中川東小学校	大草4023	RC	1,060人	3,516㎡	88-3011	(※1)
2	中川西小学校	片桐4262	RC	920人	3,042㎡	88-3045	(※1)
3	中川中学校	片桐4580	RC	1,050人	3,483㎡	88-3070	(※1)
4	片桐保育所	片桐4268	S	340人	1,132㎡	88-2564	
5	中川村青年婦人会館・武道館	片桐4734	W RC	30人	96㎡		地震除く (※1)
6	中川村高齢者創作館	片桐4735	W	30人	97㎡	88-1005	地震除く (※1)
7	葛島区民会館	葛島631-1	S	80人	267㎡		(※1)
8	中川村社会体育館	片桐4748	RC	540人	1,796㎡	88-1005	(※1)
9	中川文化センター	片桐4757	RC	900人	2,994㎡	88-1005	(※1)
10	片桐区民会館(介護予防センター西館)	片桐4347	W	90人	310㎡	88-2501	(※1)
11	中川村基幹集落センター	大草4045-1	S	40人	204㎡	88-3001	
12	中川村転作促進研修センター(望岳荘大広間)	大草4486	S	125人	413㎡	88-2033	
			合計	5,205人	17,350㎡		

RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、W：木造

※1：特設公衆電話設置可能箇所を指す。

資料番号15

＜福祉避難所（候補）一覧＞

No.	施設名	所在地	電話番号
1	高齢者デイサービスセンター「いわゆり荘」	大草4038-1	88-3552
2	特別養護老人ホーム越百園	飯島町七久保1338-1	89-1222
3	NPO法人かつら	葛島685	88-3337

＜自主防災組織＞

[総務省消防庁発行「自主防災組織の手引き」から引用]

1 自主防災組織の役割

災害対策基本法においては、災害が発生した場合、市町村は住民に最も身近な行政主体として、市町村の有するすべての機能を十分に発揮して災害応急対策にあたることになるが、自主防災組織は、地域防災計画に定めるところにより、市町村と協力して災害応急対策を行うこととなる。

ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や都道府県、市町村の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しいため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要である。そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができる。

例えば、東日本大震災では、激甚かつ広域な被害が発生したことに加え、自治体の庁舎や首長をはじめとした職員が被災し、災害発生直後において「公助」が十分に機能しえない状況に陥った地域もみられた。また、平成28年の熊本地震では、避難所運営に多数の職員が忙殺され、復旧や復興への実施が困難な事例が発生した。

このような状況下では、地域住民の一人ひとりが、組織的に初期消火や情報伝達、避難誘導、救出・救護、避難所運営等の自主的な防災活動を行うことこそが重要となる。

2 地震災害時の活動

(1) 情報の収集及び伝達

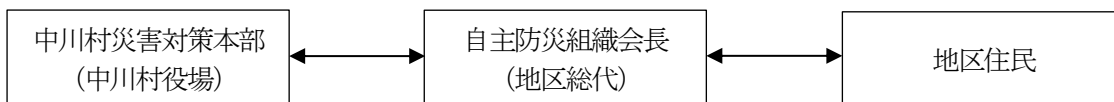
地震により被害が発生したときに、的確な応急対応をとるためには、災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が必要不可欠である。特に、デマ等によりパニックが発生し、社会の秩序維持に大きな影響が生ずる事態は、回避しなければならない。

従って、市町村や消防機関等と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立することに努めなければならない。

伝達すべき災害情報について例示すれば、被害の状況（火災・がけ崩れ等の状況並びに建物、道路及び橋等の被害状況）、電気、水道、電話等の復旧見通し、避難の勧告又は指示、救援活動の状況、給食・給水、生活必需品の配給、衛生上の注意等が考えられる。

被害情報の伝達ルートとしては、ラジオ、テレビ、インターネットの他、防災行政無線や緊急速報メールを通じて災害情報が伝達されるが、地域の情報を網羅的に収集し、地域の住民にきめ細かく情報を伝達するルートとして自主防災組織の果たす役割は極めて大きい。

自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて、市町村や消防機関等から伝達すべき情報を流し、また、逆に地域の被害状況、住民の避難状況等を自主防災組織で収集し、市町村や消防機関等に報告することができるように地域の実情にあった仕組みを確立しておくことが必要である。



(2) 出火防止、初期消火

① 出火防止

地震発生時の火災は、被害を何倍にも大きくすることは、過去の災害の例からも明らかである。地震発生の際に火災を出すことがなければ、火に追われて避難する必要もなく、負傷者を落ち着いて救護することが可能となる。

② 初期消火

大規模な地震発生時の消防機関の活動は、以下のような状況により、通常の火災に比べ制限される。

- ・建物の倒壊や地割れ、停止車両等による消防車の通行不能道路の発生

- ・火災の同時多発
- ・水道管切損による消火栓の使用不能 等

したがって、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行う必要がある。

日頃から点検等を行い、いざ火災発生時に整備不良のため使用不能ということのないようにしなければならない。

地震発生時における消化活動基準の一例を示せば次のとおりである。

- ・地震が発生した場合、自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じたのち、速やかに最寄りの消火栓から放水する。
- ・地区内に可搬式小型動力ポンプがある場合には、火災が発生した場合は、住民がポンプの格納庫に参集し、最低限必要な人数（2人以上が適当）が集合次第出動する。
- ・放水は原則として屋外で行う。
- ・火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- ・消防機関が到着したら、その指示に従う。

地域内の事業所に自衛消防組織が存在する場合には、事業所とあらかじめ協定を結び、消火活動等について協力を得られるようにしておくことが望ましい。

活動は、第1段階として最寄りの消火栓を利用して消火にあたる。これを利用しても消火不能な場合やそういう程度に拡大した火災に対しては、第2段階として、可搬式小型動力ポンプにより消火活動にあたることとなる。

この場合、自主防災組織が可搬式小型動力ポンプ等を利用してどの程度の火災まで対応するのか、消防機関等とどのように協力するのかは、地域の状況により異なるので、協議しておく必要がある。

(3) 救出・救護

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生ずるため、自主防災組織としては、倒壊物やがれきの下地になった人を、資機材を使用して救出にあたるほか、負傷者には、応急手当を行い、病院へ搬送する等の支援が求められる。

また、地震発生時には救急車の出動要請が同時に集中し、119番が「話中」となり、出動した救急車も建物倒壊による通行不能や道路混雑のため、思うように活動ができなかった事例もあるため、自主防災組織の防災計画においては、負傷者に対する救出・救援計画を定めておかなければならない。

救出・救護活動に関して、次のような点に十分配慮する必要がある。

① 救出活動

- ・大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。
- ・状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害発生の防止に努める。
- ・倒壊物の下敷きになった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。
- ・避難行動要支援者名簿やマップ等を活用し、効果的な救出活動を行う。

② 救護活動

村が設置する応急救護所の状況などについて情報を収集するとともに、搬送が必要な場合には、けが人の搬送を行う。又は、消防署へ連絡し救急車を手配する。

(4) 避難及び避難所運営

災害時における避難行動において、自主防災組織が担うべき役割は、①避難誘導、②避難所の開設・運営等の大きく2つに分けられる。

また被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって、安全な避難経路や開設される避難所が異なるため、正確な情報把握に努める必要がある。

① 避難誘導

避難活動の中心的役割を自主防災組織が担う場合も多く、市町村や消防機関等と十分協議の上、組織の防災計画において密接な避難計画をつくり、関係住民に周知徹底しておかなければならない。

平成23年の東日本大震災では、切迫した災害の危険から逃れるための「避難場所」と、その後の避難生活を送るための「避難所」が必ずしも明確に区別されておらず、また、災害ごとの避難場所が指定されていなかったため、発災直後に避難場所に逃れたもののその施設に津波が襲来して多数の犠牲

者が発生したなど、被害拡大の一因となった。

このような教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法の改正を行い、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所である「指定緊急避難場所」と、被災者が一定の期間避難生活を送るための施設である「指定避難所」に関する規定を設けている。また、指定緊急避難場所や指定避難所は市町村が指定することとなっているが、そこに至るまでの避難経路については、防災マップや災害・避難カード等の作成を通じて、あらかじめ確認しておく必要がある。

なお、避難場所には可搬式小型動力ポンプ、消火器等の消火用資機材及び担架、救急セット等の救出・救護用資機材等を備え自主防災組織の応急防災活動の拠点とすることが望ましい。

② 避難所の開設・運営等

避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらに災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものである。

しかし、東日本大震災では、水、食糧、トイレ等は不十分で、狭い空間での生活によって、多くの避難者が体調を崩すおそれと隣り合わせの生活であった。避難所における「生活の質」を確保するためにも、避難所の設置後、速やかに施設管理者や市町村職員による運営から避難者による自主的な運営に移行することが必要である。なお、避難所で提供する主な生活支援には、次のようなものあり、平常時から、自主防災組織等の地域住民を主体とする避難所の運営体制を構築し、避難者、地域住民、市町村職員の役割分担を明確化することが必要である。

また、避難所の運営を進めるにあたっては、多様な主体が責任者として加わり、様々なニーズに関する意見を反映させることが重要であるとともに、個々の事情により在宅にて避難生活を送ることも余儀なくされた人たちも支援の対象とすることが必要である。

避難所の機能・役割

分野・項目	避難所の機能	考慮すべき事項	
安全・生活等	安全の確保	災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速かつ確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体を守る。	
	食糧・生活物資の提供	食糧や飲料水の供給、被服・寝具等を提供する。	必要な物資等が均等にいきわたるように配慮する。
	生活場所の提供	家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供する。	季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等が必要となる。
保健・医療・衛生	健康の確保	避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保険医療サービスを提供する。	避難の長期化に伴い、心のケア等が重要となる。
	トイレ等の衛生的な環境の提供	避難者が生活を送る上で必要なるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する。	避難者の生活が続く限り継続していく必要がある。
情報・コミュニティ	情報の提供・交換・収集	避難者に対し、被害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行う。避難者の安否や被災状況要望等に関する情報を収集し行政等外部へ発信する。	時間の経過とともに必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある。
	コミュニティの維持・形成	避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する。	コミュニティの維持・形成は、避難が長期化とともに重要性が高まるため、避難所のルールや良好な関係を維持できるように調整に努める。

(5) 給食・給水

地震により、停電、断水に加えて、食糧、飲料水、生活用水も不足することも予想されることから、自主防災組織としては、避難所等での安心・安全な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行う必要がある。

炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないよう心がける。

また、住民への給水・給食にあたっては、避難行動要支援者や自宅で避難生活を送っている、

調理ができずに食事を求めて避難所へ来る人、帰宅困難者となった地域外の人等の避難所外被災者についても、支援の対象とすることが必要である。

また、以下の点にも留意する必要がある。

- ・自分で水や食事を取りにくることができない人、アレルギー体質の人（食事の原材料の表示等）等、様々な事情を抱えている人への配慮
- ・高齢者や病人、乳幼児などは、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれの人に合わせた食べ方を考える。

3 風水害時の活動

(1) 情報の収集及び伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となる。特に、風水害時の避難勧告等の情報は、防災行政無線や広報車の音が雨音でかき消されるなどして住民に伝わらない場合もあるので、自主防災組織が早めにこうした情報を住民に伝える必要がある。

なお、風水害時に伝達される災害情報については、次のようなものがある。

- ・気象庁・気象台が発表する情報

気象特別警報：予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報

気象警報：重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う警報

気象情報：円滑な防災活動を支援するため、一般及び関係機関に対して現象の経過や予想、注意すべき事項等を解説したもの

- ・避難に関する情報

避難準備・高齢者等避難開始：市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き準備を促すこと

避難勧告：市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること

避難指示（緊急）：市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること

特に、風水害時の避難準備情報や避難勧告・指示の情報は、防災行政無線や広報車の音が雨音でかき消されるなどして住民に伝わらない場合もある。そのため、自主防災組織が早めにこうした情報を住民に伝える必要がある。

(2) 避難及び避難所運営

風水害時の避難及び避難所運営については、特に被害の発生した地域によって、次のような状況が想定されるため、被害情報を正確に把握し、安全な避難経路での避難、避難所開設への行動が求められる。

なお、開設される避難所は、地域によって地震災害時とは異なる場合もあることに注意するとともに、以下の点について留意する必要がある。

- ・浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがある。
- ・浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがある。
避難勧告等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

発令情報	居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
----------	---

注) 1.突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

2.「近隣の安全な場所」とは、指定緊急避難場所ではないが、近隣より安全な場所・建物等

3.「屋内安全確保」とは、その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動

4 日常における活動

(1) 防災知識の普及・啓発

① 地域ぐるみでの防災意識の醸成

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組み、地域ぐるみで防災意識を醸成する必要がある。そのためには、主に次のような方法がある。

- ・あらゆる会合の機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を増やす。
- ・地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会づくり
- ・市町村や消防機関等の講演会や研修への参加
- ・市町村が定めている地域防災計画等の内容を十分理解するため、市町村や消防機関等から説明を受け、協議する機会を設ける。
- ・災害の発生した現地を視察して、被害状況やよりよい対応方策を考える。
- ・地域における過去の災害事例、災害体験をまとめた広報誌の作成
- ・防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配布

特に、子どもを対象に防災知識の普及・啓発を行うことは、災害時に子どもたちが適切に行動することができるようになるだけでなく、家庭への普及も期待されることから、積極的に防災教育を取り組むべきである。

② 家庭内の安全対策

防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠である。

また家庭における防災対策は、防災意識や危機意識の風化に伴い、具体的な行動に結びつかない状況もみられるため、自主防災組織の活動として継続的に取り組むべきである。

阪神・淡路大震災ではなくなった方（神戸市内）の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものであった。

また発災直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食糧や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所があったことから、各家庭における普段からの備えは非常に重要と言える。

なお、家庭内の具体的な安全対策としては次のようなものがある。

- ・耐震診断等の建物の安全策
- ・家具等の転倒・落下防止
- ・防災用品、食糧・飲料水等、物資の事前準備
- ・住宅用火災警報器の設置促進、初期消火等、住宅防火対策

特に、耐震診断については、経済的な負担や耐震補強に関する情報を知らない等により実施されていない例もあることから、積極的な広報をするとともに、地域の専門家等との連携についても検討するとよい。

(2) 地域の災害危険箇所の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切である。

そのため、主に次のような視点から、地域の危険箇所について把握するとよい。

- ・地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行う。
- ・地域の実態に即した消防活動、避難行動要支援に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解し

ておく。

- ・地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておく。
- ・地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。
- ・市町村等が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておく。

こうして把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待される。

そのため、地域住民の参加を促すために、地域内を実際に歩いてみるイベントを行うほか、こうした行動の結果を防災マップづくりにつなげてみるのもよい。

(3) 防災訓練

① 情報収集・伝達訓練

災害情報の収集・伝達方法としては、ラジオやテレビなどの報道機関による情報やインターネットを通じた情報もゆうこうであるが、地域で情報収集・伝達を行う際には、自主防災組織の果たす役割が極めて重要である。

災害情報の収集・伝達では、自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて市町村や消防関係機関等からの情報を地域住民に伝え、また逆に地域の被害状況、住民の避難状況などを自主防災組織で収集し、市町村や消防関係機関等に報告をするための訓練を行う。

情報伝達にあたっては、避難状況だけでなく、どういった人が地域で困っているか等、人に関する情報についても収集するようにしておくと、災害ボランティアや社会福祉協議会と連携する際に有効な情報となりうる。

情報収集訓練 (例)

○自主防会長は、各隣組長に収集すべき情報の指示を出す。

- ・現場の住所、目標、現場の状況
- ・負傷者の有無と程度、今後予測される状況
- ・現在の措置、通報者
- ・避難所における避難者数、避難状況

○隣組ごとに情報を収集する。(※必ずメモをとる)

情報を収集した人の名前、日付、時間を明記する。

○収集した情報について報告を受け、地域ごとに取りまとめる。

(※報告の際も口頭のみでの伝達は避ける)

○取りまとめた情報を各班長や訓練参加者等へ伝達する。(情報共有)

② 消火訓練

オイルパンや「まと」等を使用して、消火器、可搬式小型動力ポンプ等により消火する等、消火用資機材の使用方法及び消火技術を習熟する。

阪神・淡路大震災では火災によっても大きな被害が生じたことからわかるように、出火防止や初期消火は被害の拡大防止のため非常に重要である。なお自主防災組織としては、消火訓練とともに、火災予防運動等あらゆる機会をとらえ、防火意識の向上に努め、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がける必要がある。

③ 救護訓練

負傷者等の応急手当の方法、救護所への連絡、搬送の方法等について習熟する。

また、AED（自動体外式除細動器）をはじめとする救急救命用資機材の使用法、負傷者の応急手当の方法といった救護の要領について、日頃から市町村や消防機関、日赤等が実施する普通救命講習を受講する等により習熟しておく。

④ 避難訓練

突然の災害時にも落ち着いて避難行動をとることができるようにするには、普段から避難経路・避難所を確認しておくことが重要である。

避難訓練の際には、参加者は避難経路や避難所の安全について確認するとともに、避難時の非常用

持出品や安全な服装について留意する必要がある。

自主防災組織としては、避難誘導班を中心として組織ぐるみで避難の要領を把握し、定められた避難所まで迅速かつ安全に避難できるようにする。その際、地区内の避難状況の把握方法の確認や、避難行動要支援者の避難支援が想定通り機能しているかチェックを行うことも重要である。

なお、避難等で自宅を離れる際、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めておくことを訓練時にも再確認する必要がある。

⑤ 避難所運営訓練（避難所体験訓練）

災害時に開設される避難所の運営には、地域のことをよく知る自主防災組織が積極的に関わる必要があることから、避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法について訓練を行う。

また、段ボールベッドや室内テント、簡易トイレ等の村管理の資機材を使い避難所での生活を訓練で体験することを通じて、避難の際の所持品や平常時からの準備について考え、地域住民の防災意識を高めることができる。

⑥ 給食・給水訓練

炊飯装置、ろ水装置の使用等に限られた資機材を有効に活用して食糧や飲料水を確保する方法、技術を習熟する。

なお、食糧を各人に効率よく配給する方法等についても留意する。

これに対処するためには、各家庭において最低3日間（できれば1週間）生活できる程度の食糧等の備蓄を行うとともに、自主防災組織としてこれらの事態に備えて必要な準備をしておかなければならない。

給食・給水については、次のような点に十分配慮する必要がある。

- ・各家庭では、長期保存が可能でできる限り嗜好に幅広く対応した食糧及び飲料水を備蓄するとともに、保存可能期限の満了時ごとに交換しておく。また、ポリタンク等の生活用水は定期的に入れ替えておく。
- ・各家庭では、必要な食糧を非常用持出品として備えておき、いつでも持ち出せるようにしておく。
- ・自主防災組織として備蓄倉庫等を設け、食糧、ろ水器、鍋、炊飯装置、燃料、各種容器等を備蓄しておくことも有効な取り組みである。
- ・自主防災組織として地域内にある井戸、水槽、池等を調べ、災害時に飲料水、生活用水として使用できるよう、所有者等と協議しておくとともに、必要に応じ村が設置した飲料水兼用貯水槽の利用についても習熟しておく。
- ・自主防災組織として食糧品等の救援物資の配給計画やその周知方法を策定しておき、整然と配布できるようにしておく。

⑦ 通信訓練

村内全ての地域集会施設に設置している「携帯無線」、多くの地区で利用できる「防災行政無線の独自放送」、4地区の防災行政無線子局で利用可能な「災害対策本部との双方向通信」訓練等、多系統の通信手段について、常に利用できる状態にしておくとともに、訓練放送等できるようにしておく。

(4) 家庭の安全点検

地震が発生すると、家屋の倒壊や家具の転倒による被害が想定される。また、地震の発生に伴う火災の発生により、被害が拡大することが懸念される。そこで、その原因となりうるもの等について、普段から十分点検して対策を講じておく頃が大切である。

・火気使用設備器具等の点検

火を使う設備器具に故障や欠陥があったり、周囲が整理されていないと、出火や延焼の危険が高い。

・危険物品等の点検

家の中にも石油、食用油、各種スプレー缶等の可燃性の危険物品が多数あり、これらは地震動により発火及び引火して、火災の原因となったり、火災を拡大させたりすることがある。

・木造建物の点検

建物の倒壊は、倒壊による被害ばかりでなく、火災発生の重大原因ともなり、被害を大きくする。

・家具等の転倒・落下防止の点検

固定されていない家具の転倒・落下は、死亡やケガの直接的な要因として大きな割合をしめている。

こうした点検整備は自主的に各家庭において行うべきであるが、自主防災組織としては「点検の日」を設定し、各家庭で一斉に点検するように指導、推奨する等も必要である。火災による被害から命を守るため、住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理、感震ブレーカーの設置についての指導も重要である。

また、建物等の点検を行う際は、建築関係の専門家の指導を受けられるよう、市町村に対して協力を求めることが必要となる。

(5) 防災資機材の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければならない。その場合、地域の実情や組織の構成等からみて、どのような資機材を備えるべきか、村、消防機関等の指導を受けて十分検討することが必要であり、村としては、既存の資機材を活用するとともに、実情に応じて助成を検討することも必要となる。

なお、資機材の保管、管理にあたっては、用途、目的に合わせて、防災拠点での管理や地域ごとの分散管理を行い、地域の実情に応じて最も機動的かつ迅速に利用できるようにしておく必要がある。特に救護用や給食・給水用資機材については、自主防災組織が単独であるいは共同して備蓄する拠点として防災倉庫を設けることも必要となる。

防災資機材としては、次のようなものが考えられる。

目的	防災資機材
①情報収集・伝達用	携帯無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
②初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
③水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋等
④救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、防煙・防塵マスク等
⑤救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド等
⑥避難所・避難用	リヤカー、車いす用避難器具、発電機、警報器具、投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易（携帯）トイレ、寝袋等
⑦給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽等
⑧その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器等

自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から、点検と取り扱い方法の習熟に努める必要がある。

また、自主防災組織としては、自らの防災資機材の整備を進めるだけでなく、次のような点にも留意する必要がある。

- ・各家庭に、消火器、汲置きの水バケツ、消火用水又は乾燥砂等を備えるよう指導、推奨する。
- ・救急救命用資機材として、AED（自動体外式除細動器）の設置箇所等を把握しておく。
- ・訓練用の資機材等、村、近隣の自主防災組織や団体、事業所等と必要に応じて資機材を貸借・共有し、効率の良い維持管理への工夫も必要である。

(6) 避難行動要支援者対策

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は訳6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、民生委員の死者・行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から自主防災組織等の避難支援等関係者に情報提供できることが定められた。

地域社会において避難行動要支援者の安全を確保することは、すべての人にとって地域全体の安全を向上させることにもつながることから、避難行動要支援者の状況を知る市町村をはじめ、社会福祉協議会、民生・児童委員、介護従事者、福祉ボランティア等の福祉関係団体等とも連携しながら普段から交流する等、総合的に取り組む必要がある。

① 地区内の避難行動要支援者の把握及び名簿の管理

避難行動要支援者の把握にあたっては、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき市町村から提供される避難行動要支援者名簿のほか、真に支援が必要と認める者が支援対象から漏れることのないよう、自主防災組織においても、住民と接する機会を捉えて要支援者の把握に努めることが重要である。

なお、市町村から提供された避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法に基づき、その名簿情報の提供を受けた個人に守秘義務が課せられているので、市町村の指導を受けて適正な情報管理を図る必要がある。

② 避難行動要支援者への支援方法の整理

内閣府が平成25年8月に取りまとめた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別に避難行動要支援者と打合せを行いながら、避難支援等の具体的な支援方法について定めた個別計画の策定が求められている。

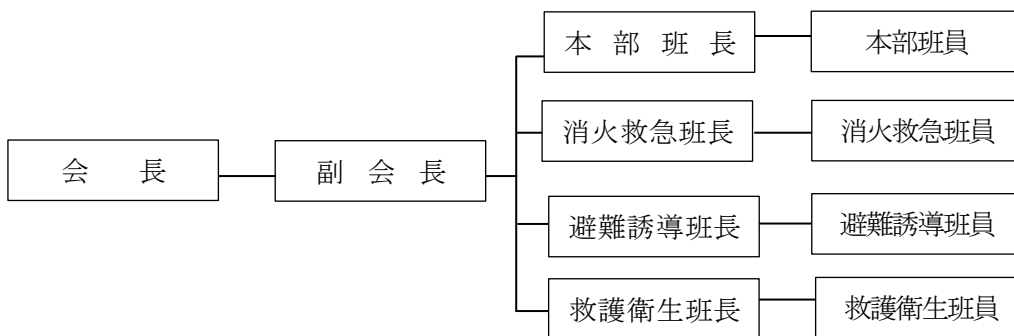
個別計画の策定にあたっては、避難行動要支援者との打ち合わせや、避難行動要支援者対策にあたる各団体間の役割分担の調整などで市町村から協力を求められることになるので、自主防災組織においては、市町村や他の団体と連携して、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と打合せを行った上で、被害時に「誰が、どこに、どのように避難支援するか」、つまり避難支援者、情報伝達の方法、避難場所、避難のタイミング、避難所までのルート・交通手段などを整理しておく必要がある。

また、こうした支援方法が実際に機能するかどうか、定期的な訓練を通じて点検し、必要があれば更新・改良することが重要である。

また、避難行動要支援者に関する情報は、各団体の持つ身近な情報を含め、地域で重層的に対応できる体制を整えておくことが望ましい。

5 当村における自主防災組織の体制モデル

- (1) 村内の各地区＝自主防災組織とする。
- (2) 各自主防災組織の体制は、次の組織図のとおりとする。
- (3) 会長は、地区総代とする。
- (4) 副会長は、地区副総代とする。
- (5) 本部班他4班体制とし、各班に班長を置く。班員数は地区の実情に応じ配置する。
- (6) 自衛消防団等が組織されている地区は、自主消防組織に編入させ、消火救助班を兼任してもよい。



6 各班の事務分掌及び担当任務

(1) 本部班

- ・ 自主防災組織の本部設置に関すること

災害が発生し、またはそのおそれのあるときで、人的被害等が生じるおそれのある場合に、指定緊急避難場所又はその付近に自主防災組織本部を設置する。

- ・ 村災害対策本部及び各班との情報連絡に関すること（広報活動）

村災害対策本部等から伝えられる避難指示、電気・電話・水道・道路等の異常や復旧見通し等の重要情報を住民へ伝達する。

被害状況や避難者に関する情報、救護や救援に関する情報、その他各班で把握している情報等を村災害対策本部へ連絡する。

- ・被害状況の取りまとめに関すること

地域内で発生した災害の被害状況の迅速かつ的確な把握をする。特に、被害内容（程度）、災害の要因、災害が発生した日時、災害の発生した場所等できる限り正確に把握する。

- ・避難所の開設に関すること

あらかじめ、炊き出しや宿泊等を行うことができる一定規模以上の施設（避難施設）と、安全な屋外空間（避難場所）とを備えた「指定緊急避難場所（兼避難所）」を選定しておく。（村では、原則として各地区の集会施設を「指定緊急避難場所」として指定している。なお、災害の種類や地区の実情により、変更することは可能としている。）

災害が発生し、またはそのおそれのあるときで、人的被害等が生じるおそれのある場合に、被害を避けるため「指定緊急避難所」を開設する。

避難所における避難者、在宅避難者、避難行動要支援者に関する避難者情報、不足物品の状況等村災害対策本部へ報告する。

- ・防災行政無線（屋外子局）等による情報伝達に関すること

村防災行政無線（屋外子局）や有線告知放送（ページング放送）等を活用し、住民へ情報伝達する。合わせて、各地区や隣組等の連絡網を通じ、区内全住民へ情報が伝わるよう努める。

平常時から、防災行政無線（屋外子局）の取扱責任者を明確にしておき、ボックスの鍵の管理や操作方法等把握しておく。（例：取扱責任者＝地区総代、取扱責任者不在の場合の対応＝副総代又は近隣の隣組長等）

- ・その他各班に属さない事項に関すること

(2) 消火救急班

- ・火災の初期防御に関すること

地震警戒宣言等が発せられた場合における混乱、地震発生に伴う火災発生の防止のため地域内の巡視及び広報を行う。

消防団員と連絡をとり、地区の消火栓をはじめ消防水利の点検、確認を行う。

- ・初期消火、その他災害防御に関すること

万一火災が発生したときは、消防機関が到着するまで自主防災組織が中心となって、あらゆる消火用具を使い初期消火に努める。

- ・負傷者の救出、救助に関すること

大地震等の火災発生時には、多数の負傷者と火災の同時多発が予想される。

救出活動を行うときには、特に①資機材を有効に活用するとともに、必要と認められる場合には速やかに消防機関に連絡をとる。②行方不明者の捜索や応援復旧対策等の実施にあたっては、状況に応じてできるだけ周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努める。ことに配慮する。

救出活動に際し、同時に火災が発生した場合には、消防活動を優先して救出にあたる。

(3) 避難誘導班

- ・避難誘導に関すること

災害が発生した場合に、住民が速やかに避難できるよう避難経路の安全点検及び、障害物の除去を行う。

避難経路は、災害の発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を指示する。

危険箇所には、標示、縄張りを行い状況により誘導員を配置する。

- ・避難行動要支援者の避難に関すること

避難行動要支援者の避難に関し、あらかじめ策定した個別計画に沿い適切な避難誘導、避難への協力を行う。

(4) 救護衛生班

- ・負傷者の救護に関すること

災害により負傷者が救出されたときは、応急手当を施し医師の手当が必要なときは、直ちに医療機関や救護所へ搬送又は救急車を手配する。

- ・炊き出し及び緊急食料確保、配給に関すること

地震、風水害、大火、その他の災害が発生した場合、また発生の恐れがある場合に実施する。

対象者は、避難所に避難した者、自宅避難者、その他救助作業、応急処置、応急復旧作業等に
従事する者に対し給食を行う

炊き出しの実施方法は、原則として指定緊急避難場所において日赤奉仕団、その他住民の協力を
得て行う。

- ・災害時の各種防疫・衛生管理に関すること

被災地及び避難場所における伝染病及び環境の悪化を防止するため、村災害対策本部等関係機
関と相互に連携し、適切な消毒、防疫、清掃活動を実施する。

＜避難時の地区指定集合場所一覧＞

	地区	地区指定集合場所	所在地	管理者
大 草	飯沼	飯沼集落センター	大草1137-8	地区総代
		飯沼神社	大草943-1	
	美里	美里会館	大草2144-1	
		丸尾生活改善センター	大草1856-3	
		神又集会所	大草2938-1	
	北組	北組会館	大草3319-1	
	下平	下平集会所	大草3966-5	
	八幡平	八幡平会館	大草4900-5	
	中組	中組会館	大草4538-2	
	沖町	沖町会館	大草4802	
	三共	三共会館	大草5281-3	
		北林集会所	大草6616-3	
		間柱集会所	大草5447-3	
	南陽	南陽会館	大草6052-24	
	桑原	桑原会館	大草6896-1	
葛 島	葛北	葛北公会堂	葛島319-1	
	柏原	柏原集会所	葛島838-1	
	渡場	渡場会館	葛島945	
		渡場南集会所	葛島1455-57	
	柳沢	柳沢会館	葛島2518-2	
片 桐	横前	横前集落センター	片桐6185-3	
	針ヶ平	針ヶ平集会所	片桐6509-11	
	小平	小平集会所	片桐7203-1	
	竹ノ上	竹ノ上集落センター	片桐5808-イ-3	
	小和田	小和田集会所	片桐5037	
		片桐区民会館	片桐4347	
	中央	中央会館	片桐3781-1	
	中通	中通集会所	片桐3431-7	
	上前沢	上前沢集会所	片桐3181-8	
	田島	田島会館	片桐2829-1	
	中田島	中田島会館	片桐1602	
		南田島	南田島会館	片桐649
	南田島	中川文化センター	片桐4757	
		牧ヶ原	牧ヶ原コミュニティセンター	片桐4739-1
南原	南原会館	片桐4620-25		

<重要水防区域一覧>

河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
天竜川	国	一級	左	重点	260	1	渡場	2.4	堤防高	積土のう
天竜川	国	一級	左	A	260	1	渡場	2.4	水衝洗掘	蛇籠布せ
天竜川	国	一級	左	A	260	1	渡場	2.4	堤防高	暫々定堤防積土のう
天竜川	国	一級	左	A	260	1	渡場	2.4	堤防断面	積土のう
天竜川	国	一級	左	A	960	1	渡場	2.4	堤防高	暫々定堤防積土のう
天竜川	国	一級	左	A	960	1	渡場	2.4	堤防断面	積土のう
天竜川	国	一級	左	A	1,030	1	葛島	2.4	堤防断面	積土のう
天竜川	国	一級	左	A	630	1	葛島	2.4	堤防断面	積土のう
天竜川	国	一級	左	A	530	1	葛島	2.4	堤防高	暫々定堤防積土のう
天竜川	国	一級	左	A	260	1	飯沼	2.4	堤防高	暫々定堤防積土のう
天竜川	国	一級	左	A	540	1	飯沼	2.4	堤防断面	積土のう
天竜川	国	一級	右	A	1,420	1	小和田	2.4	堤防高	暫々定堤防積土のう
天竜川	国	一級	右	A	510	1	小和田	2.4	堤防断面	積土のう
天竜川	国	一級	右	A	870	1	小和田	2.4	堤防断面	積土のう
天竜川	国	一級	左	B	1,140	1	葛島	2.4	堤防高	暫々定堤防積土のう
天竜川	国	一級	左	B	80	1	葛島	2.4	水衝洗掘	蛇籠布せ
天竜川	国	一級	左	B	100	1	葛島	2.4	堤防高	暫々定堤防積土のう
天竜川	国	一級	左	B	900	1	飯沼	2.4	堤防高	暫々定堤防積土のう
天竜川	国	一級	左	B	580	1	飯沼	2.4	堤防断面	積土のう
天竜川	国	一級	左	B	580	1	飯沼	2.4	法崩れスベリ	積土のう
天竜川	国	一級	右	B	80	1	田島	2.4	堤防高	暫々定堤防積土のう
天竜川	国	一級	右	B	1,880	1	田島	2.4	法崩れスベリ	積土のう
天竜川	国	一級	右	B	1,830	1	田島	2.4	漏水	月の輪
天竜川	国	一級	右	B	150	1	田島	2.4	水衝洗掘	蛇籠布せ
天竜川	国	一級	右	B	310	1	片桐	2.4	法崩れスベリ	積土のう
天竜川	国	一級	右	B	530	1	片桐	2.4	漏水	月の輪
小渋川	国	一級	右	B	270	1	葛島	2.4	堤防断面	積土のう
天竜川	国	一級	左	A	樋管	1	渡場(竜西一貫水路予備取水樋管)	2.4	工作物	
天竜川	国	一級	左右	A	橋梁	1	大草(坂戸橋) 片桐	2.4	工作物	

天竜川	国	一級	左右	B	橋梁	1	飯沼(飯沼橋) 本郷	2.4	工作物	
天竜川	国	一級	左	重点	330	1	大草	2.4	法崩れスベリ	積土のう
天竜川	国	一級	左	重点	330	1	大草	2.4	漏水	月の輪
国 計					17,840	32				
保谷沢川	県	一級	左	B	100	1	熊の洞	1.6	護岸等の老朽	木流し むしろ張り
			右	B	100	1				
前沢川	県	一級	左	B	300	1	国道前沢橋上下 流	1.4	護岸等の老朽	木流し むしろ張り
			右	B	300	1				
前沢川	県	一級	左	B	300	1	青木橋上	1.4	護岸等の老朽	木流し むしろ張り
前沢川	県	一級	左	B	600	1	中央旧道上流	1.4	護岸等の老朽	木流し むしろ張り
前沢川	県	一級	左	B	400	1	日向沢川合流点	1.4	護岸等の老朽	木流し むしろ張り
			右	B	400	1				
矢村沢川	県	一級	左	B	150	1	中央村道上流	1.2	護岸等の老朽 、決壊	木流し 積土のう
			右	B	150	1				
矢村沢川	県	一級	左	B	70	1	中央国道上流	1.2	護岸等の老朽 、決壊	木流し 積土のう
			右	B	70	1				
坊ヶ沢川	県	一級	左	A	300	1	小和田国道上下 流	1.2	堤防余裕高不 足、越水	木流し 積土のう
			右	A	200	1				
日向沢川	県	一級	左	B	650	1	前沢川合流点上 流	1.2	護岸等の決壊 、決壊	木流し 積土のう
			右	B	650	1				
子生沢川	県	一級	右	B	1,700	2	小平町村境	1.2	堤防余裕高不 足	積土のう
南沢川	県	一級	左	B	180	1	天竜川合流点上 流	1.5	護岸等の老朽	むしろ張り
			右	B	220	1				
南沢川	県	一級	左	B	40	1	国道上流～町村 境	1.2	天然護岸洗掘	木流し 蛇籠布せ
			右	B	40	1				
大谷沢川	県	一級	左	B	1,700	2	中組四ッ宮神社 下流	1.2	護岸等の決壊 、決壊	木流し 積土のう
			右	B	1,700	2				
県 計					10,320	26				
和見沢川	村	準用	左	B	200	1	県道下流～ 天竜川合流点	1.5	堤防余裕高不 足、越水	積土のう
			右	B	200	1				
柿沢	村	普通	左	B	70	1	村道上流 ～砂防えん堰	1.0	護岸の老朽、 堤防余裕高不 足	積土のう
			右	B	70	1				
洞ヶ沢川	村	準用	左	A	300	1	小和田国道上下 流	1.2	堤防余裕高不 足、越水	積土のう
			右	A	300	1				
郷土沢川	村	普通	左	B	200	1	小和田竹ノ上界	1.2	護岸等の決壊 、決壊	木流し 積土のう
			右	B	200	1				

鳳来沢川	村	準用	左	B	180	1	天竜川合流点上 流	1.2	護岸の老朽、 堤防余裕高不 足	木流し 積土のう
			右	B	180	1				
苦木沢川	村	準用	左	B	50	1	県村道交差点上 流	1.2	護岸の老朽、 決壊越水	木流し 積土のう
			右	B	50	1				
村 計					2,000	12				
計					30,160	70				

＜水防上重要なダム、水門の一覧＞

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法 (電話)
天竜川	一級	釜口水門	岡谷市湊一丁目	長野県	諏訪建設事務所 所長	釜口水門操作 規則(案)	諏訪建設事務所 0266-53-6000 釜口水門 0266-22-2268
横川川	一級	横川ダム	辰野町川島源上	長野県	伊那建設事務所 所長	横川ダム操作 規則	0266-47-5636
沢川	一級	箕輪ダム	箕輪町長岡新田	長野県	伊那建設事務所 所長	箕輪ダム操作 規則	0265-79-6999
三峰川	一級	美和ダム	左岸伊那市高遠 町勝間/右岸伊那 市長谷非持	国土交通省	天竜川ダム統 合管理事務所 美和ダム管理 支所長	美和ダム操作 規則	0265-98-2111
三峰川	一級	高遠ダム	左岸伊那市高遠 町勝間/右岸伊那 市高遠町東高遠	長野県	高遠ダム管理 所長	高遠ダム操作 規則	0265-94-2210
天竜川	一級	大久保ダム	左岸駒ヶ根市東 伊那/右岸宮田村 西大久保	中部電力(株) 再生エネル ギーカンパ ニー飯田水 力センター	制御課長	大久保えん堤 管理規程	0265-23-5610
天竜川	一級	南向ダム	左岸駒ヶ根市中 沢/右岸駒ヶ根市 赤穂	中部電力(株) 再生エネル ギーカンパ ニー飯田水 力センター	制御課長	南向えん堤管 理規程	0265-23-5610
小渋川	一級	小渋ダム	左岸松川町大字 生田/右岸中川村 大草	国土交通省	天竜川ダム統 合管理事務所 所長	小渋ダム操作 規制	0265-88-3729

＜水防倉庫備蓄資材一覧＞

資材名	倉庫名	大草水防倉庫	片桐水防倉庫	葛島水防倉庫	合 計
		役場北側	消防団第2分団 中央詰所1階	消防団第1分団 第3部渡場詰所隣	
テント (張)		4			4
土のう袋 (枚)		1,200	1,650	1,650	4,500
なわ (玉)		43	28	10	81
むしろ (枚)		190	180		370
鉄線 (kg)		500	650	250	1,400
蛇籠 (本)					
かすがい (本)		5	10	30	45
ロープ (m)		800	600	200	1,600
救命綱 (本)					
ペンチ (丁)		10	8	5	23
かま (丁)		26	10	7	43
掛矢 (丁)		10	11	6	27
のこぎり (丁)		11	7	6	24
おの (丁)		3			3
スコップ (丁)		25	23	26	74
つるはし (丁)		2	14	6	22
なた (丁)		6	10	10	26
ジョレン (丁)		22	22	12	56
一輪車 (台)		3			3
かなづち (丁)		5	10	5	20
木づち (大)		11			11
木づち (小)					
番線カッター (丁)		3	5	2	10
しの (丁)		15	21	10	46
竹箕 (個)		28	16	16	60
ブルーシート (枚)		82	57	29	168
牛材 (組)					
クイ材 (本)		14	30	160	204
バケツ (個)		54			

＜危険箇所等一覧＞

1 地すべり危険箇所（県農政部所管） 1か所

番号	箇所名
81	大草

2 地すべり危険箇所（県建設部所管） 5か所

番号	箇所名
204	飯沼南
205	中田島
206	小渋
207	小和田
208	飯沼

3 山地災害危険地（県林務部）

項 目	箇所数
山腹崩壊危険地区	11
崩壊土砂流出危険地区	10
民有林林道における災害発生危険箇所	6
土砂崩壊危険箇所（県農政部所管）	21

4 土砂崩壊危険箇所（県農政部所管） 21か所

5 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所数 (I)	箇所数 (II)	箇所数 (III)	合計
19	31	6	56

箇所番号	箇所名
38611001	飯沼1
38611002	飯沼2
38611003	柳沢1
38611004	渡場2
38611005	小平1
38611006	小和田2
38611007	小和田南
38611008	小和田1
38611009	牧ヶ原
38611010	南原
38611011	中央1
38611012	中央2
38611013	田島
38611014	田島上
38611015	中田島
38611016	中田島南
38611017	南田島1
38611018	南田島2
38611019	南田島3

箇所番号	箇所名
38612001	飯沼3
38612002	飯沼4
38612003	飯沼5
38612004	飯沼6
38612005	美里
38612006	飯沼7
38612007	北組5
38612008	北組2
38612009	北組1
38612010	北組4
38612011	北組3
38612012	中組
38612013	下平1
38612014	三共2
38612015	三共1
38612016	桑原6
38612017	桑原4
38612018	桑原3
38612019	桑原1

箇所番号	箇所名
38612020	柳沢2
38612021	小和田北
38612022	中央3
38612023	中央4
38612024	中通1
38612025	上前沢
38612026	中田島北
38612027	南田島4
38612028	南田島南
38612029	南田島5
38622001	南陽
38622002	渡場1
38613001	飯沼8
38613002	飯沼9
38613003	美里2
38613004	下平2
38613005	中通2
38613006	中通3

6 土石流危険溪流

溪流数 (I)	溪流数 (II)	溪流数 (III)	合計
29	38	8	75

溪流番号	河川名	溪流名
38601001	四徳川	四徳川
38601002	四徳川	尾梨沢
38601003	天竜川	和美沢(2)
38601004	天竜川	和美沢(1)
38601005	天竜川	和美沢(3)
38601006	天竜川	松ヶ窪沢
38601007	手取沢川	手取沢(1)
38601008	手取沢川	手取沢(2)
38601009	手取沢川	権言沢
38601010	手取沢川	手取沢(3)
38601011	手取沢川	手取沢(4)
38601012	天竜川	兎沢(1)
38601013	天竜川	兎沢(2)
38601014	天竜川	兎沢(3)
38601015	天竜川	堂洞沢川
38601016	天竜川	深沢川(1)
38601017	天竜川	間柱(1)
38601018	天竜川	狐沢
38601019	南沢川	南沢
38601020	南沢川	宮沢
38601021	天竜川	洞ヶ沢
38601022	天竜川	坊ヶ沢
38601023	天竜川	矢村沢川
38601024	保谷沢川	柿沢
38601025	保谷沢川	古瀬坂沢
38601026	保谷沢川	八幡沢
38601027	保谷沢川	北洞沢
38601028	保谷沢川	南田島
38601029	保谷沢川	会ノ沢
38612001	天竜川	和美沢(4)
38612002	天竜川	後ヶ沢
38612003	和美沢	美里
38612004	手取沢川	手取沢(5)
38612005	手取沢川	長岩沢
38612006	天竜川	飯沼(1)
38612007	天竜川	飯沼(2)
38612008	天竜川	樽沢
38612009	天竜川	飯沼(3)

溪流番号	河川名	溪流名
38612010	大谷沢川	北組
38612011	大谷沢川	大谷沢(1)
38612012	大谷沢川	大谷沢(2)
38612013	天竜川	深沢川(2)
38612014	天竜川	深沢川(3)
38612015	天竜川	深沢川(4)
38612016	天竜川	深沢川(5)
38612017	天竜川	深沢川(6)
38612018	天竜川	深沢川(7)
38612019	天竜川	鳳来沢川(2)
38612020	天竜川	鳳来沢川(3)
38612021	天竜川	鳳来沢川(4)
38612022	小渋川	大草(1)
38612023	小渋川	大草(2)
38612024	四徳川	銭沢
38612025	四徳川	三窪沢
38612026	四徳川	上沢
38612027	四徳川	枝久保沢
38612028	四徳川	小池沢
38612029	天竜川	間柱(2)
38612030	天竜川	鳳来沢川(1)
38612031	天竜川	苦木沢川
38612032	天竜川	神垣沢
38612033	小渋川	柳沢(1)
38612034	天竜川	郷土沢
38612035	前沢川	片桐
38612036	前沢川	大黒沢川
38612037	保谷沢川	城洞沢
38612038	南沢川	南沢川
38613001	手取沢川	美里沢
38613002	天竜川	深沢川(8)
38613003	小渋川	柳沢洞川
38613004	小渋川	柳沢(2)
38613005	小渋川	柳沢(3)
38613006	小渋川	柳沢沢
38613007	小渋川	柳沢(4)
38613008	小渋川	大草(3)

＜農業用ため池一覧＞

番号	地区名	所在地 (字)	管理者	天端幅 (m)	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)
1	竹の上	横前	竹の上水利組合	4.0	7.0	105.0	14,000
2	栗生沢	竹の上	竹の上水利組合	2.2	4.0	50.0	1,000
3	下平第1	下平	下平水利組合	3.1	3.8	40.0	0
4	原田新堤	横前	横前水利組合	3.1	4.7	25.0	2,000
5	権現	沖町	南向土地改良組合沖田支部	3.0	4.1	25.0	700
6	原田旧堤	横前	横前水利組合	3.0	3.6	20.0	1,000
7	久保畑	横前	横前水利組合	3.6	2.9	38.0	6,000
8	上新田	横前	横前水利組合	2.5	3.8	20.0	1,000
9	北新田	横前	横前水利組合	2.0	2.0	30.0	2,000
10	森脇	横前	横前水利組合	4.6	3.1	20.0	0
11	土手下	七久保	横前水利組合	5.0	3.0	95.0	9,000
12	竹の上整理	横前	中平水利組合	3.6	6.2	165.0	19,000
13	横前	横前	横前水利組合	5.5	6.0	92.0	25,000
14	深堤	七久保	横前水利組合	3.0	7.5	93.0	17,000
15	町(1)	沖町	高坂明夫	2.0	5.7	25.0	1,000
16	町(2)	沖町	高坂明夫	2.6	3.0	35.0	1,400
17	樋ヶ入(2)	沖町	樋ヶ入水利組合	2.2	4.0	15.0	500
18	樋ヶ入(1)	沖町	樋ヶ入水利組合	2.0	5.0	18.0	400
19	北ヶ久保	沖町	南向土地改良組合沖田支部	2.0	6.7	25.0	1,000
20	大堤	三共	間柱・仲林平水利組合	2.0	5.5	200.0	14,000
21	苦木沢	葛北	苦木沢水利組合	1.6	4.0	40.0	2,000
22	大平2号	柳沢	大平水利組合	1.9	1.5	20.0	100
23	山口田	中組	中組水利組合	2.8	4.0	30.0	1,000
24	柳沢1号	柳沢	南向土地改良組合	2.0	2.8	40.0	2,000
25	柳沢2号	柳沢	南向土地改良組合	4.0	4.2	50.0	3,000
26	山郷	柳沢	南向土地改良組合	4.0	5.3	110.0	9,000
27	ハツ手	柏原	南向土地改良組合	3.3	6.7	100.0	4,000
28	天神	三共	南向土地改良組合	3.0	8.1	43.0	7,000
29	宮ヶ原	南陽	南向土地改良組合	2.5	3.5	20.0	1,000
30	小池	三共	間柱・仲林平水利組合	1.8	2.4	32.0	100
31	大池	三共	間柱・仲林平水利組合	1.6	2.7	30.0	100
32	坊	沖町	南向土地改良組合沖田支部	1.9	2.2	20.0	0

＜農業水利施設一覧＞

番号	河川名	施設名	地籍名	管理者
1	天竜川	飯沼天竜井	飯沼	飯沼天竜井組合
2		小和田用水	竹の上	小和田用水
3		北島用水	三共	北島用水
4		下島用水	三共	下島用水
5		外記島用水	田島	外記島水利組合

資料番号23

＜水源及び配水池一覧＞

水 源	取水量	配水池	容 量
沢入水源	700m ³ /日	沢入配水池	294.0m ³
中通第1水源	200m ³ /日	中組配水池	211.3m ³
中通第2水源	270m ³ /日	間柱配水池	145.8m ³
牧ヶ原水源	290m ³ /日	柳沢配水池	72.2m ³
針ヶ平水源	210m ³ /日	中通配水池	125.0m ³
小和田水源	80m ³ /日	針ヶ平配水池	82.3m ³
田島第1水源	160m ³ /日	牧ヶ原配水池	514.5m ³
田島第2水源	160m ³ /日	牧ヶ原高区配水池	57.6m ³
		柳沢高架水槽	2.0m ³
		針ヶ平高架水槽	8.0m ³
		田島配水池	245.0m ³

資料番号24

＜給水資材等一覧＞

機器名	現有	整備	仕様	保管場所
ろ過浄水器	1	3	2 m ³ /時 エンジン付き	役場車庫裏倉庫
給水タンク	1	5	ポリエチレン500リットル	大草水防倉庫
	1		ステンレス 500リットル	
給水用ポリタンク	10	50	ポリエチレン 20リットル	大草水防倉庫

資料番号25

＜下水道等普及状況＞

(令和元年度末) 単位：人

行政人口	公共下水道			農業集落排水施設等		
	計画区域内 人口	供用区域内 人口	水洗化 人口	計画区域内 人口	供用区域内 人口	水洗化 人口
4,846	2,732	2,732	2,538	1,152	1,152	1,069

<消防団組織表>

消防団本部 [本部班] [ラッパ班] [救護班]	分団名	区 域	所管区域	
	第1分団	南向地域	第1部	飯沼・美里・北組・中組
			第2部	下平・八幡平・沖町・三共
			第3部	南陽・桑原・葛北・柏原・渡場・柳沢
	分団名	区 域	所管区域	
	第2分団	片桐地域	第4部	横前・針ヶ平・小平
			第5部	竹ノ上・小和田・牧ヶ原・南原
			第6部	中央・中通・上前沢
			第7部	田島・中田島・南田島

＜臨時ヘリポート等一覧＞

災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

No.	所在地住所	ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ 長さ×巾(m)
		専用	名称		大型	中型	小型	
H拠1	片桐4742		村民グラウンド	中川村長	○			110×100
1	片桐4580		中川中学校グラウンド	中学校長	○			120×80
物拠1	片桐4711		サンアリーナ	中川村長				54×38

＜災害救助基準＞

(令和元年10月23日現在) 内閣府政策統括官「災害救助事務取扱要領」から

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所設置	災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額の加算ができる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714千円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714千円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに 借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失・床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 夏季金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物品の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに 加算
全壊 全焼 消失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損費等の実費 2 病院または診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の輸送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上

被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内の生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊または半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595千円以内 ②半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300千円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失半壊（焼）または床上浸水により学用品を喪失または毀損により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生と及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高校学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 準備物資は評価額 2 入進学時の場合は実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12歳未満）172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

死体の処理	災害に際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒費) 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療費及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)に総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる機関及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。														
<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>3千万以下の部分の金額については100分の10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5億円を超える部分の金額については100分の4</td> </tr> </table>					イ	3千万以下の部分の金額については100分の10	ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9	ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8	ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7	ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6	ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5	ト	5億円を超える部分の金額については100分の4
イ	3千万以下の部分の金額については100分の10																	
ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9																	
ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8																	
ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7																	
ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6																	
ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5																	
ト	5億円を超える部分の金額については100分の4																	

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

＜被害認定基準＞

区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める村外割合で表し、その住家の村外割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める村外割合で表し、その住家の村外割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない (一部破損)	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
用語の定義	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	棟	一つの独立した建築物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。

- (注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- (注4) 住家の全壊、半壊等の被害認定基準を整理すると以下の表のとおりであり、村が①か②のいずれかによって判定を行う。

	全 壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
① 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満	10%以上 20%未満	10%未満
② 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満

- (注5) 被害認定の詳細については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和2年 内閣府)を参考にすること。

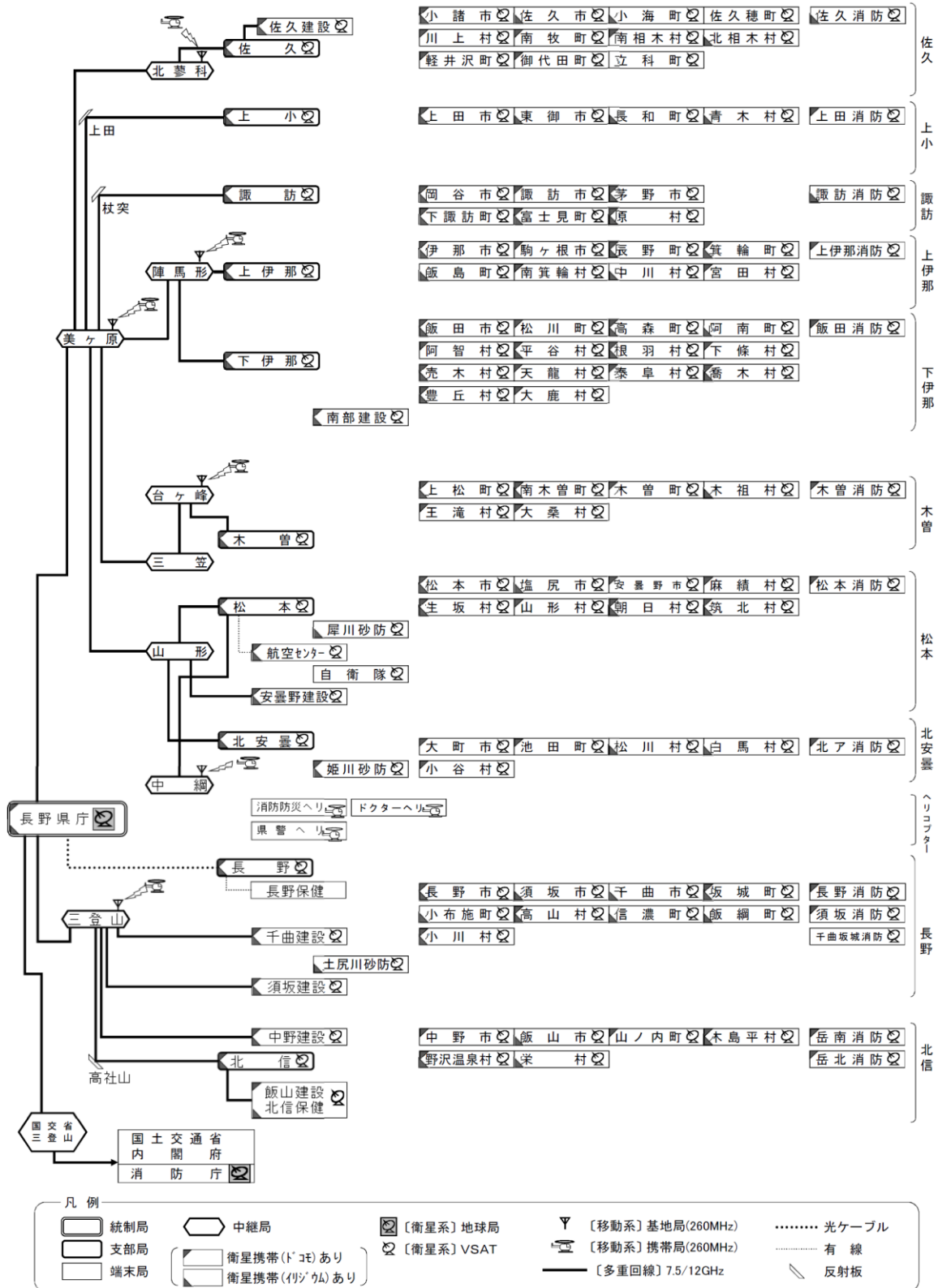
＜気象庁震度階級関連解説表＞

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。寝持っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱がゆれるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、ものにつかまらな いと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわ	固定していない家具のほとん	壁のタイルや窓ガラスが破

	ないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	どが移動し、倒れるものが多くなる。	損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されていないブロック塀も破損するものがある。

<長野県防災行政無線の体系図>

[平成30年4月]



被害状況報告等の様式

1 様式第1号（概況速報） （表1）

	概	況	速	報
災害の名称		災害発生日時		
報告の时限		発受信時刻		
発信者	()	受信者		()

被害の種別	被害状況	
	被害地域または場所	災害の状況
人的・住家関係		
農業関係		
林業関係		
公共土木施設関係		
鉄道 } 通信 } 施設関係 電力 } 水道 }		
その他		
応急対策等の活動状況 消防職員・消防団員の 出動状況等		

<被害状況報告様式類>

2 様式第2号 (人的及び住家の被害)
(表2)

地域振興局
市町村

人的及び住家の被害状況報告 (発生・中間・確定)										
災害の名称					災害発生の日時		月 日 時 分			
災害発生の場所										
災害報告の時限		月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者					
人的被害	死者	人			災害の概況					
		うち災害関連死者								人
	行方不明者			人						
	負傷者	重傷								人
		軽傷								人
	計			人						
住家の被害	全壊・全焼 又は流失	棟	棟		災害発生原因					
		世帯	世帯							
		人員	人							
	半壊又は 半焼	棟	棟		救の 援状 措置 状況					
		世帯	世帯							
		人員	人							
	一部破損	棟	棟		災害対策本部	名称				
		世帯	世帯			設置	月 日 時 分			
		人員	人			廃止	月 日 時 分			
	床上浸水	棟	棟		ボランティア 活動の状況					
		世帯	世帯							
		人員	人							
床下浸水	棟	棟		その他	消防職員出勤延人員		人			
	世帯	世帯			消防団員出勤延人員		人			
	人員	人								
非住家の被害 (全・半壊)	公共建物	棟								
	その他	棟								

注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載すること。
 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法(昭和36年法律第228号)第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況(設置の有無及び設置場所等)、ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等)、その他関連事項を記載すること。

その他各種様式は、長野県地域防災計画資料編による。

<緊急通行車両確認申出書及び標章>

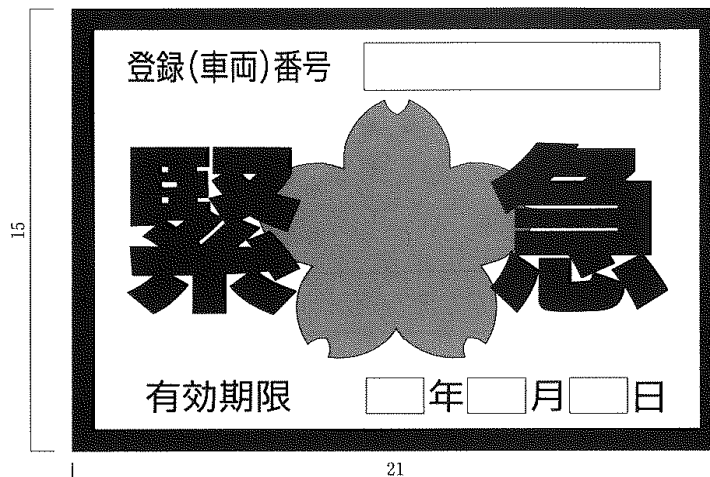
様式第1号

地震防災・災害対策用

原子力災害・国民保護措置用

年 月 日	
緊急通行車両確認申出書	
長野県知事 殿	
氏名 ㊞	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 () 局 番
	氏名
通行日時	
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備考	

2 標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。